

特許庁
受託調査

中国技術輸出入管理条例に関する
技術供与者のリスク低減のための
契約条項案と契約スキームの検討

2015年2月

日本貿易振興機構（JETRO）
北京事務所 知的財産権部

はじめに

本報告書は、日本企業が技術供与側として受入側の中国企業と特許やノウハウのライセンス契約を締結する場合を想定して、このような契約に適用される中国の技術輸出入管理条例に関するリスク低減を図るための契約条項を提案することを目的としています。

本書が提案する条項は、中国 I P G 企業戦略WG が 2013 年度に標記テーマに基づき調査・収集したリスク低減案に基づき、それらの具体的な契約条項案に関して、委託先である北京集佳知識産権代理有限公司からの参考意見であります。また、巻末の付録はこの参考意見を受けて実施された同WGの追加調査報告書です。

ただし、中国において国際技術取引に関する個別紛争案件に対し公開された判例もなく、司法部門からの意見や見解も示されていないなかで、あくまで現行の制定法と司法解釈を基に検証し、ジェトロ北京事務所にて加筆を試みたものです。また、本書（巻末の付録を含む）を参考にされてもたらされた如何なる個別案件での損失またはリスクに対しても、執筆に関わったジェトロ、北京集佳知識産権代理有限公司、中国 I P G 企業戦略WG 関係者では一切の責任を負わないことを予めご了承いただけますと幸いです。

目次

第一章 条例解説	4
I. 第三者の権利侵害に関する供与側の保証義務（条例第 24 条）	4
条例原文	4
条例解説	4
コラム①中国の子会社を通じたライセンスについて.....	7
II. 提供技術の完全性等の保証義務（条例第 25 条）	9
条例原文	9
条例解説	10
III. 改良技術の帰属（条例第 27 条, 条例第 29 条 3 款）	10
条例原文	10
条例解説	11
IV. 商務部への届出（条例第 10-20 条）	14
条例原文	14
条例解説	16
V. 仲裁取り決め条項	17
VI. 準拠法を外国法とする提案	18
コラム②仲裁規定や外国法の採用に関する専門家の見解.....	22
第二章 契約条項案文	25
I. 第三者の権利侵害に関する供与側の保証義務	24
II. 提供技術の完全性等の保証義務.....	37
III. 改良技術の帰属.....	48
IV. 商務部への届出.....	53
V. 仲裁取り決め条項.....	55
参考) 中国の子会社が中国企業に技術を許諾する条項案	61
I. 第三者の権利侵害に関する許諾側の保証義務	61
II. 提供技術の完全性等の保証義務.....	63
III. 改良技術の帰属.....	63
IV. 仲裁取り決め条項条款	64

第三章 中華人民共和国現行関連法律資	68
中華人民共和国涉外民事関係法律適用法（2010）	66
最高人民法院「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2012）	68
中華人民共和国民法通則（1986）	70
中華人民共和国対外貿易法（2004）	73
中華人民共和国契約法（1999）	74
最高人民法院「中華人民共和国契約法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈（二）（2009）	87
最高人民法院「技術契約紛争事件の審理にかかる法律適用の若干の問題に関する解釈（2004）	91
中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001）	93
技術輸出入契約登記管理弁法（2009）	104
中華人民共和国民事訴訟法（2012）	106
中華人民共和国仲裁法（1994）	109
外国仲裁判断の承認と執行に関する条約（1958）	113
付録：『準拠法を外国法』とし、『中国外の仲裁機構』を選択するライセンス・スキームに関する考察	116

第一章 条例解説

中華人民共和国技術輸出入条例¹（以下、「技術輸出入条例」という）のうち、日本企業の関心が高い条項に関して、原文仮訳および概説を加えた上で、質疑応答形式にて解説、分析する²。

I. 第三者の権利侵害に関する供与³側の保証義務（条例第 24 条）

条例原文

第 24 条

技術輸入契約の供与側は、自らがその供与する技術の合法的な所有者であるか、もしくは譲渡または許諾の権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の受入側が、契約の取り決めに従って、供与側の提供する技術を使用した結果、第三者から権利侵害訴訟を提訴された場合、受入側は直ちに供与側に通知しなければならない。供与側は通知を受けた後、受入側の障害の排除に協力しなければならない。

技術輸入契約の受入側が、契約の取り決めにより、供与側の提供する技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う。

条例解説

「技術輸出入条例」第 24 条において、技術許諾契約の供与側が第三者の権利侵害責任を負うと規定しており、この規定は強行規定と考えられている。「技術輸出入条例」の適

¹ 国務院令第 331 号。国務院 2001 年 10 月 31 日制定、2001 年 12 月 10 日公布

² 特別な説明がない限り、本対応案の条項は中国法律を前提とする。

³ 本稿では技術許諾行為に関して、技術許諾側を技術の「供与側」といい、技術被供与側を技術の「受入側」という。

用対象となる「技術輸出入」とは、中国国外から国内、又は中国国内から国外へ、貿易、投資もしくは経済技術協力の方式により技術を移転する行為を意味する（第2条1項）。同条2項は、技術輸出入の対象となる行為には、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転を含むと規定しているので、本稿の対象とする日中間のライセンス契約も「技術輸出入条例」の対象となる。

これに対して、「契約法」⁴第353条では、「受入側が契約の定めに従って特許を実施し、技術ノウハウを使用することにより、第三者の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う」と規定しつつ、「但し当事者が契約で別途定める場合を除く」と規定している。つまり、当事者が第三者の権利侵害責任の負担を取り決めることを認めている（「技術輸出入管理条例」第24条には契約法第353条の但し書きに相当する条項がない）。そのため、中国国内で独立して民事責任を負うことのできる中国の子会社が中国の国内企業に対し、専利または技術を許諾する場合、この契約は技術輸出入契約には当たらず、技術輸出入条例の適用を受けない⁵。よって、供与側は権利侵害責任の負担に対し、合理的な制限を求めるなど、より有利な取り決めを行うことができる。

「契約法」第113条では、「当事者の一方が契約義務を履行しないか、もしくは契約義務履行が取り決めに合致しなかったために相手に損失を与えた場合、損害賠償額は違約のためにもたらされた損失に相当しなければならず、契約履行後に得ることのできる利益を含むものとする。但し、契約違反の他方が契約を締結した時に予見できた、もしくは予見できるはずの、契約違反のためにもたらされる可能性のある損失を超えてはならない」と規定されている。権利侵害有無を事前に調査することも限界があるため、供与側にとってデューデリジェンスの義務を履行したことを前提として、権利侵害となるかどうかについては、契約締結時には予見できないものに属すると主張することができる。この場合に、供与側が「予見可能な」範囲内で権利侵害責任の保証に制限を設けることは、理にかなっているといえる。このため中国国内の法人同士が契約を締結するときに、契約法第353条の規定を適用して賠償限度額を取り決めるのは、合法であると考えられる。

⁴ 中華人民共和国主席令第15号。全国人民代表大会1999年3月15日制定、同日公布。

⁵ 専門家により見解が分かれる。コラムにて後述する。

できるだけ供与側のリスクを下げるために、「技術輸出入条例」第 24 条を適用される機会を少なくするために契約で細かく取り決めることについて第 2 章 1 項で例示する。

Q&A

<質問①>

技術輸出入条例第 24 条には、「第三者から権利侵害訴訟を提起された場合、受入側は直ちに供与側に通知しなければならない」との規定があるが、通知を怠った場合は保証しない旨の内容を契約書に追加できるか。

<回答>

契約で「通知を怠った場合は、すべての責任を免除する」と取り決めることはできるが、訴訟段階に入った場合、裁判所は具体的な個々の事件背景を酌量し、判定する可能性がある。

<質問②>

供与側の損害賠償責任は、供与側が受入側から受け取った技術使用料を上限とする旨を約定している場合に、その約定は有効だろうか。契約法第 114 条の規定に則り、たとえ予定損害賠償上限額を決めたとしても、取り決めた賠償額が実際の損害額よりも低かった場合、受入側は人民法院または仲裁機構に約定の上限額を超えた損害賠償額を請求することができると考えられる。最高人民法院の司法解釈「「契約法」適用の若干問題に関する解釈（二）」⁶第 28 条でもこれを肯定している。

<回答>

中国の法律が適用される場合には、本司法解釈は適用されると考える。即ち、実際の損失がこの責任制限を超えた場合、判決額はこの取り決めた賠償金よりも高くなる。

<質問③>

契約書に他人の権利を侵害しないことの保証について、「保証の範囲は、契約締結時に

⁶ 法釈[2009]5 号。最高人民法院 2009 年 2 月 9 日制定、2009 年 4 月 24 日公布。

登録、公開された専利の条項に限る。また、外国特許、実用新型、意匠を含まない」という趣旨の条項を記載することはできるのか。

<回答>

専利法の属地主義の原則に従い、中国国内のみで実施される技術に対しは、中国で権利化された専利のみを対象を限定して、保証することは可能。

<質問④>

契約書に「保証の範囲は、契約締結時に登録、公開された専利の条項に限る。また、公開しただけの、未登記の専利を除く」という条項を記載できるか。

<回答>

中国の法律が適用される場合、中国専利法では発明専利に臨時保護期間が提供されることに注意されたい。即ち、権利者は権利侵害者に対して、発明専利が公開から授権される段階までの使用料を主張できるため、関連責任を排除できるとは限らない。但し、司法実務において、製品が授権クレームとともに公開クレームの範囲内に入った場合に、権利者は初めて臨時保護期間内の使用料を主張することができる。

第三者が権利侵害を主張するリスクを排除する実務上の試みとしては、契約締結前に、双方の指定した第三者機構（例：弁護士事務所または専利局）が許諾技術の権利不侵害報告書・検索報告書を発行し、当事者に詐欺が存在せず、すでに理にかなったデューデリジェンスを行ったことの証明を確保しておくことを提案する。類似の先例は今のところ見当たらないが、訴訟時にその証拠をもって、賠償責任の免除または減少を試みることができる。

<コラム①⁷：中国の子会社を通じたライセンスについて>

渉外取引には技術輸出入管理条例が適用される。中国国内取引には契約法が適用される。但し、日本企業本社が中国にある子会社を通じて中国企業にサブライセンスを行うような形態の技術輸出入行為については、中国の強行規定を意図的に回避することが目的である場合は、技術輸出入管理条例が適用され得るとの見解もある。実際には現時点でこの点が

争点となった事例がなく、司法がどのように判断するのかは定かではない。

また、最高人民法院の司法解釈においても、「『中華人民共和國民法通則』の全面的執行過程における若干の問題に関する最高人民法院の意見（試行）」⁸の第 194 条に「当事者が我が国の強制的又は禁止的な法律規範を回避する行為については、外国の法律を適用する効力を生じない。」との規定がある。同様に、「中華人民共和國涉外民事關係法律適用法の適用に関する若干問題の最高人民法院の解釈」⁹（2012 年）の第 11 条には、「一方の当事者が故意に涉外民事關係の連結点を創設し、中華人民共和國の法律、行政法規の強行規定を回避するとき、人民法院は、適用した外国法の効力を生じないと認定しなければならない。」との規定がある。これは「外国法の適用を排除」するもので、日本企業本社が中国にある子会社を通じて中国企業にサブライセンスを行うような形態の技術輸出入行為についても適用される可能性があるとも考え得るものであり、且つ日本企業が直接中国企業にライセンスを行う際に準拠法を外国法と定めた場合であっても、技術輸出入管理条例が適用されないことが担保される訳ではないと考えられる。

<質問⑤>

ノウハウを含まず専利のみを許諾する契約において、その保証の対象はクレームに記載された内容のみに限られると解釈することは可能か。明細書の詳細説明に記載された内容まで拡大解釈されることが心配であり、そのような状況を避けるため、有効な契約条項があれば、検討されたい。

<回答>

中国専利法の規定により、発明特許または実用新案の保護範囲は、そのクレームの内容を基準とする。明細書及び図面はクレームの内容の説明に使うことができるが、契約の対象となる技術は、発明特許または実用新案の保護範囲である。明細書には記載があるものの、クレームに記載されていない内容は、契約の対象にならず、保証責任の対象にならない。

⁷ コラムについては、ジェトロ北京事務所にて追記。

⁸ 法（弁）発[1988]6号。最高人民法院審判委員會 1988年4月公布。法積[2008]15号により一部廢止。但し、本文で引用した条項は廢止の対象外。

⁹ 法積[2012年]24号。最高人民法院審判委員會 2012年12月公布。

<質問⑥>

契約書に供与側の保証責任を、必ず記載しなければならないのか。もし記載しなければ、商務部は受理しないのか。訴訟の段階で本技術輸出入条例第 24 条が適用されるのであれば、契約書に記載がなくても主管部門は受理するのではないか。

<回答>

輸出入が自由な技術に関しては、国务院主管部門において届出するだけでよい。輸出入が制限される技術については、主管部門の許可を経る必要があるが、本条例の関連規定に則り、国务院主管部門は契約の真実性しか審査しない。よって、理論上では、たとえ契約に供与側の保証責任を記載していなくても、主管部門は受理するはずである。但し、実際は、地方の商務主管部門によっては、態度が強硬で修正を求められる可能性を完全に否定することはできない。このほか保証責任を記載しないことが、受入側に受け入れられるかどうかとも現実的な問題である。一旦、訴訟段階に入れば、中国の法律が適用された場合、裁判所は本条を根拠として、保証責任を決定することができる。記載がなければ逆に不利な解釈または条項無効の結果を招くことにもなりかねない。そのリスクを冒すくらいなら、いっそのこと最初から契約の中に保証責任の範囲、条件、制限に対し、相対的に有利かつ明確な取り決めをした方がよいと考える。

II. 提供技術の完全性等の保証義務（条例第 25 条）

条例原文

第 25 条

技術輸入契約の供与側は、提供する技術が完全で瑕疵がなく、有効であり、契約で取り決められた技術目標を達成できることを保証しなければならない。

条例解説

契約法第 349 条では、技術譲渡契約の譲渡人は、自分が提供する技術の合法的所有者であり、提供する技術が完全で瑕疵がなく、有効であり、契約で取り決められた目標を達成できることを保証しなければならない、と規定する。これは実質的に技術譲渡契約の目的の根本に関わる黙示的承諾でもあり、国内外の技術供与側に一様に適用される。

できるだけ供与側のリスクを小さくするため、「技術輸出入条例」の条文に則り、契約内で詳細に取り決めるとよいだろう。

Q&A

<質問⑦>

専利実施のみを許諾する契約であっても、供与側は必ず技術輸出入条例第 25 条に則り、提供する技術の完全性を保証しなければならないのか。

<回答>

本条の技術の完全性の保証責任範囲は、当事者側の契約締結の目的と当該技術への定義によって決まる、と考えられる。したがって、ただ単に専利実施を許諾するだけの場合、供与側の保証責任は、専利を含めたフルセットの技術を許諾する状況とは異なるはずであり、関連の許諾または譲渡費用にも違いが出るはずである。

III. 改良技術の帰属（条例第 27 条， 条例第 29 条 3 款）

条例原文

第 27 条

技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。

第 28 条

技術輸入契約期間の満了後、技術供与側と受入側は公平・合理の原則に従い、技術

の継続使用について協議することができる。

第 29 条

技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

- (1) 受入側に技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む、技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること
- (2) 専利権の有効期間が満了し、又は専利権が無効宣告された技術について、受入側に使用料の支払いや関連する義務の履行を求めること
- (3) 受入側が、供与側から提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること
- (4) 受入側が、その他の供給源から供与側が提供した技術に類似する又は競合する技術を取得することを制限すること
- (5) 受入側に、原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給源を不合理に制限すること
- (6) 受入側に、製品の生産量、品種又は販売価格を不合理に制限すること
- (7) 受入側に、輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること

条例解説

「契約法」第 354 条では、「当事者は互恵の原則に則り、技術譲渡契約において、専利の実施や技術秘密の使用の後に、継続して改良された技術成果の共有方法について取り決めることができる。取り決めがないか、もしくは取り決めが不明確であり、第 61 条の規定に則ってもなお確定できない場合、一方が後続改良した技術成果を他方が共有する権利はない」と、規定する。「技術輸出入条例」では、第 27 条にて契約期間内の改良については改良側の所有とするという強行規定となっている。

また、技術契約において、受入側の改良技術を供与側に帰属させること（アサインバック）は許されず、また、無償で共有にするよう要求することも許されない。最高人民法院

の「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」¹⁰第 10 条にて、「双方が改良技術を交換する条件が不平等である場合、改良技術が無償で提供させる場合、非互恵的に譲渡させる場合、無償で独占し又は共有とするよう要求する場合には、契約法 329 条にいう技術の違法独占、技術進歩の妨害に該当する」と規定されており、その契約が無効と解されるためである¹¹。

供与側の改良技術を供与側に実施許諾させること（グランドバック）を禁止させることに関する規定はないように思われる。但し、上の条項から鑑みると、無償で要求することは許されないと考えられる。また、供与側の改良技術を平等に交換したり、クロスライセンスしたりすることはよいと考える。

このため、国内の子会社を通して契約を締結した場合、中国国内の子会社と中国企業との契約では、「契約法」第 354 条を元に、改良技術の帰属について供与側に有利な条項を取り決めるとよい。

これに対し、直接外国法人が中国国内の会社と許諾契約を締結した場合、「技術輸出入条例」中の強行規定に対しては、以下の対策を考慮することができる。即ち、改良が受入側により行われた場合、少なくとも双方の共有の目標を達するために供与側は、契約によりできるだけ技術改良に参加するよう取り決める。この種の取り決めは、条例第 24 条ならびに第 25 条下の取り決めに組み合わせることができる。

Q&A

<質問⑧>

技術輸出入条例には改良技術が定義されていない。よって、ごく些細な改良であっても改良技術と称されて技術受入側の帰属になる恐れがある。このリスクを避けるため、契約書の中で改良技術を定義することはできるのか。

<回答>

改良技術の定義について、取り決めることはできる。但し、この定義の厳格度または範

¹⁰ 法釈[2004]20 号。最高人民法院審判委員会 2004 年 11 月 30 日制定、2004 年 12 月 16 日公布。

¹¹ JETRO 「中国進出における委託加工貿易、技術許諾契約、商標に関する Q&A 集」（2008 年）21 頁を参照。

困は、具体的な個々の案件の背景・状況ごとに考慮しなければならない。より重要なことは、互惠性のある許諾と、改良成果を共有するための条項を考えることかもしれない。訴訟段階に入った場合、裁判所の本条例に対する考慮が、双方の定義の制限を受けるとは限らない。裁判所が、契約書における定義付けが実質上技術進歩を制限する等の理由により技術輸出入条例の強行規定に違反する状況があると判断した場合、関連契約条項が無効だと判定される可能性がある。

<質問⑨>

許諾契約において、基本技術を提供した技術許諾側が改良技術の成果を共有できる条件を教示されたい。

<回答>

契約法第 341 条 1 項は、委託開発又は共同開発で完成した技術成果の使用権、譲渡権及び利益の分配方法は、当事者が契約で取り決めることができると規定している。

また、最高人民法院が前述の司法解釈（法釈[2004]20号）が公布される前の 2001 年に暫定的な指導性文書として公布した「技術契約紛争案件の審理に関する若干問題に関する紀要」¹²から検討したい。第 8 条にて職務・非職務発明に関する技術成果を完成した人は、「技術成果の創造性に単独或いは共同で貢献した人であり、資金や設備、材料、試験条件の人材、組織管理を行う人材、設計補助、資料整理、文献翻訳等の補助要員の提供は含まない」と定義されている。また、同第 50 条 1 項では、委託開発や共同開発により完成した技術成果については、その専利権は当事者に共有されると規定されている。この 2 つの条項を合せて考えると、技術供与側が基本技術を提供し、委託開発や共同開発の枠内で改良技術の発明創造に貢献した場合には、共有も可能と解される。また、この場合、資金提供は貢献として認められないと考える。

なお、改良技術の共有を希望する場合、以下の条項を取り入れることが考えられる。「当事者双方の協議により、許諾側が（金額）を被許諾側に支払い、本契約の対象技術に基づき得られた改良技術の（〇〇％）の所有権を取得することに同意する」。但し、単に特定の金額で全ての改良技術の全部又は一部を譲ってもらうとの取り決めは、「契約法」

及び「独占禁止法」の関連規定に違反するおそれがある。実際の契約交渉において合意できれば、他の方式で定めたほうがより望ましい。例えば、被許諾側に改良技術に関する報告義務を課し、「共同開発」又は「委託研究開発」の一環として改良技術を共有させる方法も一案である。

IV. 商務部への届出（条例第 10-20 条）

条例原文

第 10 条

輸入制限に該当する技術については許可証管理を実施する。許可証を得ず、輸入してはならない。

第 11 条

輸入制限に該当する技術を輸入する場合には、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、且つ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入プロジェクトについて関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第 12 条

国务院外経貿主管部門は技術輸入申請を受領してから、国务院関連主管部門と共同で審査をし、且つ申請日より 30 の労働日以内に認可又は不認可の決定をしなければならない。

第 13 条

技術輸入申請が認可された場合には、国务院外経貿主管部門は技術輸入許可意向書を交付する。

輸入事業者は技術輸入許可意向書を取得してから、対外の技術輸入契約を締結する

¹² 法[2001]84 号。 http://china.findlaw.cn/fagui/p_9/136252.html

ことができる。

第 14 条

輸入事業者は技術輸入契約を締結してから、国務院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国務院外経貿主管部門は、技術輸入契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定する書類を受領した日より 10 労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第 15 条

申請人は本条例第 11 条の規定に従い、国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、すでに締結した技術輸入契約の副本を併せて提出することができる。

国務院外経貿主管部門は本条例第 12 条及び第 14 条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について併せて審査する。且つ前項に規定する書類を受領した日より 40 労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第 16 条

技術輸入が許可された場合には、国務院外経貿主管部門が技術輸入許可証を交付する。技術輸入契約は技術輸入許可証の交付日より発効する。

第 17 条

自由に輸入することのできる技術については、契約登録管理を実施する。

自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約の効力発生の要件としない。

第 18 条

自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国務院外経貿主管部門で登録をし、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第 19 条

国務院外経貿主管部門は、本条例第 18 条に規定する書類を受領した日より 3 労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を交付する。

第 20 条

申請人は、技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証をもって、外国為替、銀行、税務、税関などの関連手続を行う。

第 39 条

自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。
自由に輸出することのできる技術を輸出する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約の効力発生の要件としない。

条例解説

「技術輸出入条例」の関連規定に則り、自由輸出入に当たる技術については、国務院主管部門において契約を届出するのみでよいが、輸出入制限に該当する技術については、契約を有効にするためには国務院主管部門の許可が必要となる。自由輸出入技術については「技術輸出入条例」及び「技術輸出入契約登記管理弁法」¹³の要求に則り、技術輸出入事業者は契約発効後 60 日以内に契約届出手続きをしなければならない。支払い方法が歩合制方式契約の場合、技術輸出入事業者は、最初の歩合基準金額が成立した後 60 日以内に、契約届出手続きを履行するとともに、毎回の歩合基準金額の成立後に同様の手続きを遂行しなければならない。

技術輸入（輸出）制限技術については、「技術輸入（輸出）許可証」の交付日から契約

の効力が生じる。これらの輸出入制限技術を許可なく無断で輸出入した場合、あるいは輸出入禁止技術を輸出入した場合の罰則規定（条例第 46 条）が設けられている。自由輸出入技術の登録手続きを怠った場合の罰則規定は特に設けられていないが、条例はこれを義務と定めている点に注意が必要である（条例第 17-21 条、第 39-43 条）。このような契約登録や許認可手続きの申請義務者は、中国側の技術輸出入業者となる（輸出禁止輸出制限技術管理弁法¹⁴第 5 条、輸入禁止輸入制限技術管理弁法¹⁵第 5 条）。

Q&A

<質問⑩>

自由輸出入技術に関して、契約は法成立時に発効となり、届出は契約の発効条件ではない（第 17 条、第 39 条）ため、たとえ商務部に受理されず、届出手続きが遅れた（もしくは報告されない）としても、許諾契約の受入側は必ず契約に則り、供与側に振込み手続きを履行しなければならない、と解釈してよいか。

<回答>

契約が有効であるため、受入側は契約の取り決めに則り、支払いの義務を負う。但し、登記または許諾事実確認のために、外国為替実務で振込みができない可能性もある。その場合は、その他の融通の利いた方法を考慮するとよい。例：国内の子会社が先に代わりに受け取る等。

V. 仲裁取り決め条項

日本法人と中国法人間の契約の場合、日本と中国は裁判判決の相互承認と執行に関する条約を締結してなく、一方の国の裁判所が出した判決を他方の国で強制執行できないのに対して、両国とも「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（1958 年）」（いわゆるニューヨーク条約）に加盟していることから、契約書の紛争解決条項として裁判ではなく仲裁を選択するのが一般的である。

¹³ 商務部令 2009 年第 3 号

¹⁴ 商務部令 2009 年第 2 号

プロセスの守秘性、中国における実施可能性ならびに当事者のプロセスに対する自主性を考慮し、仲裁ルートによる紛争解決の選択を薦める。仲裁条項は、第三地仲裁機構または被申請側の所在地の仲裁機構の選択を取り決めるとよい。第三地仲裁機構を選ぶ場合、シンガポールまたは香港の仲裁機構を提案すると、中国企業が納得しやすいとされる。シンガポール国際仲裁センター¹⁶には、日本国籍の仲裁員がいる。一方、香港国際仲裁センター¹⁷には今のところ、日本人または日本語のできる仲裁員の在籍を確認していないが、これまで中国企業に関連する仲裁事件を多数扱ってきた実績がある。または国際商会（ICC）仲裁院の香港またはその他の地点における仲裁を選ぶこともできる。

VI. 準拠法を外国法とする提案

契約書の紛争解決条項として、香港やシンガポールのような中国外の外国仲裁機構を選択した上で、準拠法として外国法を選択することも検討し得る。

準拠法及び仲裁機構を選択する際に、選択された準拠法及び仲裁機構には抵触法の適用により実体法の反致をもたらすことがあるかどうかを注意する必要がある（本案では抵触の適用を排除すると定めている）。もし選択された準拠法及び仲裁規則に反致に関する規定がなければ、仲裁判断の段階に関する限りにおいて当事者が選択した実体法のみが適用され、中国法の強行規定は適用されないように思われるが、外国の仲裁機構での判断となるため更なる検討が必要と考える。

この点に関し、本書の巻末に綴じられた「準拠法を外国法とし、中国外の仲裁機構を選択するライセンス・スキームに関する考察」と題する中国 I P G 企業戦略WG の調査報告書が、日中間のライセンス契約において香港法を準拠法として香港国際仲裁センターで仲裁判断を仰ぐ場合の追加調査を行っているので、そちらも参照されたい。

仲裁決定が下された後、その仲裁判断をどこの国で執行するかにも依存するが、中国で執行する場合には、中国が加盟した「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（1958

¹⁵ 商務部令 2009 年第 1 号

¹⁶ シンガポール国際仲裁センター <http://www.siac.org.sg/our-arbitrators/siac-panel>

¹⁷ 香港国際仲裁センター <http://www.hkiac.org/index.php/en/arbitrators/list-of-arbitrators>

年)」及び中国仲裁法の関連規定により、仲裁判断の承認と執行が審査される。中国の裁判所は外国の仲裁機構の仲裁決定を承認及び執行する際に、仲裁決定の執行は中国の公共政策を損なわなければ、通常は仲裁決定に対する実体審査を行わない。「公共政策」については、ニューヨーク条約第 5 条に記載はあるものの中国の法律規定には明文の規定がなく、実務上公共政策違反との理由で仲裁決定が執行されなかった先例はまれである。

公共政策違反との理由で外国の仲裁決定を執行しなかった典型的な事例は、済南市中級人民法院が国際商会国際仲裁院仲裁庭の仲裁決定を執行しない裁決であった。この事例における公共政策とは、中国専属の司法管轄権であった。また、ロンドン砂糖協会による仲裁決定の承認及び執行を ED&F 曼氏（香港）有限公司が申請した事件に関して、2004 年に最高人民法院は「中国企業が国外で無許可に先物取引を行ったことはわが国の法律の強行規定違反ではあるが、それが直ちに公共政策違反になるとはいえない」と指摘した。2005 年に海口市中级人民法院に対する回答においても、「行政法規及び部門規定の違反は、わが国の公共政策違反を構成しない」と指摘した例もある。このような最高人民法院の回答内容からみて、最高司法機関が公共政策違反との理由で外国の仲裁決定を承認及び執行しないことに対し、慎重な態度及び厳格な基準を取っていると解される。

もっとも、仲裁判断の執行の対象となっている契約当事者のうち資産が中国にない場合は、執行は必ずしも中国ではなく、たとえば日本の裁判所に求めることとなる。中国技術輸出入管理条例第 24 条に基づくライセンサーの保証責任に起因する紛争の場合は、ライセンサーの所在地である日本の裁判所で執行する可能性はより高くなると考えられ、その場合は日本の裁判所が、中国の技術輸出入管理条例の紛争に関する仲裁判断の執行をどのように判断するかという別の検討が必要になると考える。

従って、準拠法を外国法とし、中国外の仲裁機構を選択することは、行政法規の強行規定と考えられている「技術輸出入管理条例」が適用されるリスクを低減する上で一定の効果が期待できると考える。

なお、中国の裁判所での執行段階において、上記で述べた「公共政策」を検討するにあたっては、中国の制定法や司法解釈に述べられた「強行規定」と「社会公共の利益」との関係についても目配りしておく必要がある。

すなわち、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」¹⁸第 4 条は、中華人民共和国の法律に涉外民事関係に関する強行規定がある場合、当該強行規定を直接に適用する、と定めている。ところが、この条文は、強行規定を直接に適用すると定めているが、中国法の中で、どのような規定が「強行規定」に該当するかについて、その範囲を明確に定めていない。

そこで、「最高人民法院「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈」¹⁹第 10 条は、「涉外民事関係法律適用法」第 4 条に定める強行規定を中国の社会公共利益に係わる法律、行政法規の規定に限定するとともに、以下の適用要件を列挙した。

- (一) 労働者権益の保護に関わる場合
- (二) 食品または公共衛生安全に関わる場合
- (三) 環境保全に関わる場合
- (四) 外貨規制などの金融の安全に関わる場合
- (五) 独占禁止、アンチダンピングに関わる場合
- (六) 強行規定と認定すべきその他の場合

このように、強行規定の適用は、中国の社会公共利益に対する配慮によるものである。したがって、当事者の意思により選択した外国法の適用を排除することにあたり、実務上において、強行規定の範囲を厳格に、慎重に判断しなければならない。

たとえば、日本企業が中国で現在問題の大気汚染を改善するための環境技術を中国企業にライセンスする場合、許諾側の保証責任の適用を避けるために、香港法を準拠法とし、香港の仲裁機関を選択した場合について、その仲裁決定を中国の裁判所で執行するにあたり、中国法の強行規定が考慮されるか否かを考えてみる。

契約の目的からすると、環境技術の供与は中国の環境改善に資するものであり、中国の社会公共利益に反しない。たとえ第三者に対する権利侵害や提供技術の不完成が発生しても、中国の環境安全を損なわない限り、中国法の強行規定が適用される可能性は低いのではないかと思料する。

¹⁸ 中華人民共和国主席令第 36 号。全人代常務委員会 2010 年 10 月 28 日制定、同日公布。

¹⁹ 法釈[2012]24 号。最高人民法院 2012 年 12 月 28 日公布

しかし、最高人民法院「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈」第 11 条には、「一方の当事者が故意に涉外民事関係の連結点を作り出し、中華人民共和国の法律や行政法規の強行規定を回避する場合、人民法院は外国法律適用の効力が生じないと認定する」と規定されているので、香港法を準拠法とする契約スキームが、中国の強行規定を意図的に回避したとみなされるのは望ましくはないであろう。たとえば、供与側である日本企業が中国企業と許諾契約を締結するにあたり、香港の支社を介して間接的にライセンスする場合は、たとえそれが営業税などの節税のためとしても故意に「連結点」を作り出したとみなされぬよう注意が必要である。これに対し、日本企業が直接に中国企業と許諾契約を締結する場合、事実上「涉外要素」を有し、「連結点」を作り出したわけではないので、前記司法解釈第 11 条が考慮されることはないと考ええる。

Ⅶ. その他の提案

被許諾側が本技術を使い生産した製品の国外地区への輸出に対して制限があるか否かについても、関連する条項を契約の中を含めるべきである（例えば、被許諾側は、すでに許諾者が他社に独占許諾を授与した国または地域に対して本製品を輸出してはならない等）。このほか地理区域の制限も第三者責任に関わってくる。

被許諾側による第三者（その関連会社または支社も含めて）への技術の許諾を許すかどうかに関する条項も契約の中を含むべきである。同時に、第三者責任に再許諾も含むかどうかを明記すべきである。

被許諾側が契約の満期後も本技術を使用してよいかどうかについても明記すべきである。当該技術が契約の満期後、引き続き有効であれば（例：当該技術がなお秘密技術である）、被許諾側は契約有効期間内しか当該技術を使用することができない。もしくは被許諾側は契約有効期間内に中国国内で当該技術を使用する権利をもつことになる。このように規定することで、契約の満期後も被許諾側に引き続き使用されることを制限することができる。もしくは被許諾側が契約の満期後、なおも当該技術を引き続き使用することができる場合は、適切な費用を支払う必要がある、と規定すべきである。

免責、責任制限に関する条項については、大きく書くか、太文字にするか等、形式上強

調することを薦める。

Q & A

<質問⑩>

受入側が、許諾契約期間満了後に、許諾された技術による製品を市場に出し、他人の専利権の侵害を構成した場合、本条例 24 条に基づく供与側の保証責任はどうか？

<回答>

契約終了後の使用継続を認める契約条項に反し、受入側が使用を継続することにより他人の権利を侵害したことによる供与側の保証責任は生じないと考える。

技術輸出入管理条例は「当事者が期間満了後に、公平・合理の原則に従って、継続使用について協議することができる」（第 28 条）と規定し、期間満了後の使用を禁止することを認めている。公平・合理の原則に従った継続使用は必ずしも有償で使用継続させる場合でなく禁止することも一様に不平・合理の原則に反するとは言えず、使用継続によるリスクが大きい場合は、供与側としては契約期間を短く設定し、契約終了後の使用継続を認めない契約条項にしておくべきである²⁰。

実務上、許諾契約期間満了後に受入側が引き続き実施許諾を受けた技術による製品を市場に出す可能性がある。前述の製品は契約の有効期間内に製造された場合、契約履行の結果であり、双方当事者の権利義務の範囲に属し、保証責任を負う必要がある。但し、製品が契約無効又は終了後に製造された場合、又は契約無効又は終了後に実施許諾を受けた技術を実施する場合、契約対象外の行為であるので、保証責任を負う必要がないと考える。

<コラム②²¹：仲裁規定や外国法の採用に関する専門家の見解>

本書にて、中国外の外国仲裁機構を選択した上で、準拠法として外国法を選択することを提案している。また、「もし選択された準拠法及び仲裁規則に反致に関する規定がなければ、仲裁判断の段階に関する限りにおいて当事者が選択した実体法のみが適用され、中国

²⁰ JETRO「中国進出における委託加工貿易、技術許諾契約、商標に関する Q&A 集」（2008 年）22 頁を参照

法の強行規定は適用されないように思われる」と記載したが、実際には現時点でこの点が争点となった案例がなく、中国の司法部門（法院）がどのように判断するのかは定かではない。

この点について、「両者が外国仲裁機構を選択した上で準拠法として外国法を選択し、両者間がその契約にある仲裁規定に沿って処理しているとき、中国の法院が積極的に何らかの判断を行う機会はないと考えられる。ただし、一方の当事者が敢えて、中国法の強行法規の回避を理由として中国の法院に提起したときに、他方の当事者が仲裁条項をもって提訴は受理されるべきではないと主張したとしても、中国の法院が強行規定違反を理由として提訴を受理する可能性がないわけではない。また、外国の仲裁機構において、外国法に基づき仲裁手続を行う場合にも、中国法の強行規定に抵触することは許されないとの主張を行うケースは考えられる」との専門家の見解もある²²。

総じて言えば、「契約上、紛争解決手段として外国仲裁機構を選択したり、準拠法を外国法とすることによっても、中国技術輸出入管理条例上の法的義務負担リスクを完全に排除することはできないと思われるが、事実上、契約の相手方が、同条例上の法的義務の負担を求めて、中国の裁判所に対して訴訟提起してくる可能性を、一定程度、低減できることが期待するという点では、検討に値する方策である」²³との見方が出来る。

²¹ コラムについては、ジェトロ北京事務所にて追記。

²² 西村あさひ法律事務所上海事務所 代表・日本国弁護士 野村高志氏へのヒアリングに基づく

²³ IP FORWARD 法律特許事務所 代表 日本国弁護士・弁理士 分部悠介氏へのヒアリングに基づく

第二章 契約条項案文

第一章に記載した関連法規・条例を総合的に理解・分析した上で、当所の長年の実務経験を踏まえて、契約条項の案を以下に紹介する。また、便宜上、権利者が直接、技術許諾を行う案と、中国の子会社を通して間接的に許諾する案に分けて記載する。

I. 第三者の権利侵害に関する供与側の保証義務

「第三者の権利侵害に関する供与側の保証義務」の契約条項の案文作成にあたって、以下の内容を含む案文を検討することを提案する：

- ・ 中国国内の子会社を介した間接許諾案を考慮する条項
- ・ 受入側が独自に決定した様式について保証しないとする条項
- ・ 許諾技術とその他の技術の組み合わせについて保証しないとする条項
- ・ 損害賠償責任は、受け取った使用料を上限とする条項
- ・ 保証の範囲を契約締結時に登記、公開した専利に限るとする条項
- ・ 許諾契約の条項に則り使用したために責任対象となった許諾技術の範囲のみに限るとする条項
- ・ 保証責任の範囲を限定し、許諾技術そのものの保証は、契約期間中のみの保証とし、権利侵害が客観的に明確な場合のみ責任を負うとする条項
- ・ 中国側が限定条項を受け入れない場合、技術提供する日本側の判断で契約期間を短縮することができるとする条項

契約条項案 1

【対象技術】

“対象技術”とは、許諾側が本契約を元に、被許諾側に許諾する技術を指し、そのすべての内容、許諾方式、検収基準は、本契約付録#に明確に列記する。

【标的技術】

“标的技術”系指許可方依据本合同向被许可方许可的技术，其全部内容、许可方式及验收标准明确列于本合同附件#。

[Licensed Technology]

“Licensed Technology” shall refer to those to be licensed from Licensor to Licensee under this Contract, the full content, way of license and acceptance standards of which are expressly set out in the Attachment # of this Contract.

“対象技術”は、付録書類により詳細に列挙することを薦める。特に関わる内容、書類媒体、許諾方式、手順、技術検収基準等を明確に注記するよう注意しなければならない。また関連重要情報書類には“守秘”のウォーター・マーク等を入れるよう薦める。

契約条項案 2

【第三者の権利】

“第三者の権利”とは、あらゆる第三者が本契約の発効日、本許諾契約発効の法域ですでに所有する合法権利を指す。本契約発効の法域とは、被許諾側が本契約を元に、本契約対象技術を使用した製造、販売、販売・輸入を許諾される法域を指す。例えば関わる権利における第三者の専利もしくは専利出願とは、第三者が本契約締結の日ですでに授権されている専利もしくはすでに公開されている専利出願、ならびに本専利出願により得た専利を指す。但し、すでに公開されている専利の出願により得た専利については、その権利

保護範囲とすでに公開されている専出願と実質的に同一する場合のみに限るものとする。

【第三方权益】

“第三方权益”系指任何第三方在本合同生效之日，在本许可合同生效的法域已经拥有的合法权益。本合同生效的法域系指被许可方被允许依据本合同制造、销售、许诺销售、进口、使用本合同标的技术的法域。如所涉权益为第三方的专利或者专利申请，系指第三方在本合同签订之日已经授权的专利或者已经公开的专利申请及基于该专利申请所获得的专利。但是，对于基于已经公开的专利申请所获得的专利，仅限于其权利保护范围与已公开的专利申请实质相同的情况。

[Third Party Rights]

“Third Party Rights” shall refer to legal rights and/or interests held by any third party within the contracted jurisdiction of this Contract at the effective date of this Contract. The contracted jurisdiction of this Contract shall refer to the jurisdiction(s) where Licensee is granted hereunder the right to manufacture, sell, offer for sale, import and use Licensed Technology of this Contract. If such rights and/or interests are third party’s patent rights or patent applications, they shall refer to the patents granted by the Execution Date of this Contract and publicized patent applications, based on which patents were subsequently granted by the Execution Date of this Contract. However, as for the patents subsequently granted based on publicized patent application, the protection scope of claims shall be limited to that substantively publicized in the patent application.

第三者の権利の範囲に対し、明確に境界線を引く発明専利の公開から授権までの「臨時保護期」の適用についても可能な限り制限した。

契約条項案3

【第三者の権利の不侵害保証責任範囲】

許諾側はその知り得る範囲内で、その本契約下で許諾する技術において、

即ち本契約付録#に列記する“対象技術”において、本契約実施法域内で“第三者の権利”への権利侵害が成立しないよう保証する。

【不侵害第三方权益保证责任范围】

许可方保证，在其所知范围内，其在本合同项下所许可的技术，即本合同附件#所列示的“标的技术”，在本合同实施法域内不构成对“第三方权益”的侵权。

[Scope of Guarantee for Non-infringement to Third Party Rights]

Licensor guarantees that, according to its knowledge, technology licensed under this Contract, i.e. “Licensed Technology” as shown in the Attachment # of this Contract, does not constitute infringement to “Third Party Rights” within the contractual jurisdiction of this Contract.

前記二つの定義と合わせて、保証範囲は締結時の時点で授權、公開された專利/專利出願に限定する。

契約条項案 4

当事者は本契約締結前、当事者がすでに専門機構への委託を通して関連検索等の調査を行い、第三者の権利侵害リスク排除のための合理的な努力を尽くしたことを知っており、認識している。関連検索報告書の副本については、本契約付録*を参照のこと。対象技術の実施過程で被許諾側の過失のために第三者の権利を侵害した場合、許諾側は関連損害に対し、如何なる責任も負わない。特に以下のケースを含み、これのみに限らないものとする：

A、被許諾側が自分自身で行った設計または修正。但し、被許諾側がその設計または修正を直ちに許諾側に報告し、権利の有効性及び権利侵害リスクについての評価を行い、且つ許諾側の書面許諾を得た場合は除く。

B.対象技術と非対象技術の結合。但し、被許諾側が陳述する技術結合を直ちに許諾側に報告し、権利の有効性及び権利侵害リスクについての評価を行

い、且つ許諾側の書面許諾を得た場合は除く。“非対象技術”とは、対象技術以外のすべての技術を指し、許諾側が所有するが、被許諾側に明確に許諾していない技術も含み、これのみに限らないものとする。

C. 被許諾側が本契約に則って取り決めた条件、方式等に厳格に従わないで対象技術を使用した場合。但し、被許諾側がこの異なる条件、方式の使用を直ちに許諾側に報告し、権利の有効性及び権利侵害リスクについての評価を行い、且つ許諾側の書面許諾を得た場合は除く。

D. その他の、許諾対象技術自身のためではない、かつ/または許諾側の書面許諾なしに引き起こされた権利侵害。

当事方知悉并认可，在本合同签订前当事方已通过委托专业机构进行相关检索等考察并已尽合理努力排除侵犯第三方权益的风险。相关检索报告副本见本合同附件*。如在实施标的技术过程中由于被许可方过错而导致侵犯第三方权益，许可方对相关损害不承担任何责任，特别包括（但不限于）以下情形：

A、被许可方自行做出的设计或修改。除非被许可方已将其设计或修改及时提供给许可方进行可行性及侵权风险评估并得到许可方的书面认可。

B. 标的技术与非标的技术的结合。除非被许可方将所述技术结合及时提供给许可方进行可行性及侵权风险评估并得到许可方的书面认可。“非标的技术”指标的的技术之外的任何技术，包括但不限于许可方拥有的但并未明确许可给被许可方的技术。

C. 被许可方未严格按照本合同明确约定的条件、方式等使用标的技术。除非被许可方已将该不同条件、方式等的使用及时提供给许可方进行可行性及侵权风险评估并得到许可方的书面认可。

D. 其他非因许可标的技术本身且/或未经许可方书面认可而导致的侵权。

The Parties understand and confirm that, before the execution of this Contract, the Parties have engaged professional institution(s) to conduct evaluation by doing relevant searches, etc. and made reasonable efforts to exclude the risks of

infringement to Third Party Rights. Copies of relevant search reports are attached as Attachment * of the Contract. Licensor shall not take any liabilities in case of infringement to Third Party Rights due to Licensee's fault during the implementation of Licensed Technology, especially including (but not limited to) following circumstances:

A. design or modification made by Licensee on its own, unless Licensee had provided such design or modification to Licensor for validity and infringement evaluation and obtained written approval from Licensor.

B. combination of Licensed Technology and non-Licensed Technology, unless Licensee had provided such combination to Licensor for validity and infringement evaluation and obtained written approval from Licensor. "Non-Licensed Technology" refers to any technology other than Licensed Technology, including but not limited to those owned by Licensor yet not expressly licensed to Licensee.

C. not using Licensed Technology strictly in accordance with conditions, ways, etc. as expressly stated hereunder this Contract, unless Licensee had provided such different conditions, ways of use to Licensor for validity and infringement evaluation and obtained written approval from Licensor.

D. infringement caused by reasons other than the Licensed Technology itself and/or not approved in writing by Licensor.

双方がすでに善意を以てデューデリジェンスを実施し、契約締結には詐欺が存在しないととも、第三者の権利侵害のリスクを合理的な努力を尽くして排除し、“予見可能な”損失適用限度を設定したことを宣言する。被許諾側が独自で決定した様式、許諾技術とその他の技術の組合せについては保証しない。保証は許諾契約の条項に則り使用し、責任対象となった許諾技術の範囲のみに限る。書面許諾を得ていないものについては保証しない。取り決めた使用以外の保証責任を排除する一方で、さらに被許諾側と許諾側の技術実施の状況に関する交流を促すことができる。これにより随時、可能な改良に参加し、“改良技術の帰属”条項と融合させ、少なくとも改良技術の共有の実現に便宜を図る。

契約条項案 5

【被許諾側のデューデリジェンス義務】

できるだけ第三者の権利の侵害を避け、且つできるだけ当事者の権利侵害リスクを低くするため、被許諾側は次の内容を認識し、承諾する：

(a) 許諾側が本契約書を締結する時、第三者の権利侵害を避けるためのデューデリジェンスをどの程度実施していたかにかかわらず、被許諾側は必要な時（例：新製品の発表時）、さらに関連デューデリジェンスを進め、権利侵害を避けなければならない。

(b) 被許諾側は、自身の知るすべての権利侵害の訴えを直ちに許諾側に知らせ、許諾側が権利侵害を評価し、抗弁するための合理的な時間が取れるよう保証しなければならない。

(c) 被許諾側はこの権利侵害の訴えを処理する過程で許諾側と十分に協力し合うべきである。これには許諾側の要求を元に、製品サンプル、技術実施原始資料等を、完全に、また直ちに提供することが含まれ、これのみに限らないものとする

(d) 被許諾側は、許諾側が本権利侵害の訴えの抗弁または和解に対し、唯一の決定権を持つことに同意する。被許諾側の上記の義務の如何なる粗略、怠慢、もしくは故意の不作为も許諾側が本契約に則り、負うべき関連責任を免じさせるものとする。

【被許可方的尽职义务】

为尽量避免出现侵犯第三方权益的情况，并尽量减低当事方侵权风险，被许可方知悉并承诺：

(a) 无论许可方在本协议签署时已进行何种程度的尽职调查以避免侵犯第三方权益，被许可方仍应在必要时（例如推出新产品时）进一步进行相关尽职调查以避免侵权情况；

(b) 被许可方应该将其所知的任何侵权指控及时通知许可方，以确保许可方

有合理时间做出侵权评估和抗辩；

(c) 被许可方应在处理该侵权指控过程中与许可方进行充分合作，包括但不限于根据许可方要求，完整并及时地提供的产品样品、技术实施原始资料等；

(d) 被许可方同意许可方对该侵权指控的辩护或和解有唯一的决定权。被许可方对上述义务的任何疏忽、懈怠或者故意不作为将豁免许可方依据本合同所承担的相关责任。

[Due Diligence Obligation of Licensee]

For avoidance of infringement to Third Party Rights and infringement risks of the Parties, Licensee understands and undertakes that:

(a) notwithstanding how much diligence had Licensor done at the time of execution of this Contract to avoid infringement to Third Party Rights, Licensee shall nevertheless make further relevant due diligence to avoid infringement whenever necessary (such as when issuing new products);

(b) Licensee shall promptly inform any infringement allegation to Licensor to ensure that Licensor has reasonable time to evaluate such infringement and make defense;

(c) Licensee shall fully cooperate with Licensor in handling the infringement allegation, including but not limited to, per request of Licensor, provide product sample, original materials of technology implementation, etc. in a complete and timely manner;

(d) Licensee agrees that Licensor has the sole discretion in deciding defense or settlement of such infringement allegation.

Any negligence, slackness or deliberate default of Licensee for above diligence shall release Licensor from taking relevant liabilities under this Contract.

被許諾側の新製品の事前調査、迅速な告知、積極的な協力等の義務を明確にするとともに、免責条件を取り決める。但し、司法実務において、完全に免責できるかどうかは、具体的な案件の状況により判断される。通常、被許諾側が積

極的に告知や協力をしなかったために引き起こされた不必要な損失または損失拡大等に対する許諾側の責任の軽減を主張することはできると考える。

契約条項案 6

【許諾側の補償獲得の権利】

関連行政と司法プロセスの終了後、権限をもつ機構が、関連法律及び本契約に則り、許諾側が第三者の権利侵害の訴えに対し、如何なる責任または完全責任も負わない、と最終的に認定した場合、被許諾側は許諾側に対し、関連行政もしくは司法プロセスへの参与のために生じた一切の支出と損失を完全に負担するか、承担もしくは比率を元に負担しなければならない。

【许可方获得补偿的权利】

相关行政和司法程序结束后，如有权机构最终认定依据相关法律及本合同许可方对第三方侵权指控不应承担任何责任或完全责任，则被许可方应完全承担或者按比例承担许可方因参与相关行政或者司法程序所导致的一切支出和损失。

[Licensor's Right to Indemnification]

After the closure of relevant administrative and judicial procedures, if the authority finally finds that Licensor shall not take any or full liability for the third party's infringement claim, Licensee shall indemnify Licensor's disbursement and loss resulted from participation of relevant administrative or judicial procedures in full or by proportion.

許諾側に責任がない時、補償を得る権利を決める。但し、本条は実務において被許諾側が、許諾側の権利侵害と認定されるよう希望し、積極的に協力しないとの逆効果を招く可能性があるので注意する。

契約条項案 7

【第三者の権利の不侵害の保証期間】

許諾側の上記の第三者の権利侵害をしない保証は、契約有効期間中のみとし、何かの原因のために契約無効または終了を招いた場合、契約無効または終了の日より許諾側は、もはや保証責任を負わない。

【不侵害第三方权益保证期间】

许可方上述第三方不侵权保证仅限于合同生效期间，如因任何原因导致合同无效或终止的，自合同无效或终止之日起，许可方不再承担保证责任。

[Term of Guarantee for Non-Infringement to Third Party Rights]

Aforesaid guarantee for non-infringement to Third Party Rights shall stand only during the valid Term of the Contract. Once the Contract was invalidated or terminated for any reason, Licensor shall no longer be responsible for such guarantee from the date of such invalidation or termination.

保証の期間を定める条項。本条及び以下の二つの条項は、期間、対象及び適用条件を定めることにより保証責任を限定する。

契約条項案 8

【第三者の権利の不侵害の保証対象】

前述の保証は、被許諾側のみを対象とする。他者に生じた権利侵害の賠償責任に対しては、如何なる合法もしくは不法の形式を以て、被許諾側と許諾対象技術使用と直接もしくは間接的に関わったとしても一切、本保証範囲内としない。

【不侵害第三方权益保证对象】

前述保証仅及于被许可方。对于他方产生的侵权赔偿责任，无论其以任何合法或者非法的形式与被许可方使用许可标的技术直接或者间接相关，均不在本保証范围内。

[Guarantee for Non-infringement to Third Party Rights]

Aforesaid guarantee only extends to Licensee and does not include any other party for damages arising from infringement, regardless its relevance, lawfully or otherwise, directly or indirectly, to Licensee's use of Licensed Technology.

保証は、被許諾側のみを対象とする。本条は、“賠償限度”に対し、別の角度から制限を加えることになる。

契約条項案9

【許諾側の契約終了の権利】

第三者への権利侵害の危険を発見した場合、関連権利侵害主張または損害賠償を避けるため許諾側は被許諾側に本契約終了を書面で通知する権利がある。この契約終了の行為は、違約には当たらない。

【许可方终止合同的权利】

如发现存在第三方侵权的危险，许可方有权书面通知被许可方终止本合同以避免相关侵权主张或损害赔偿。该终止合同的行为不属于违约。

[Licensor's Right to Termination of Contract]

Licensor has the right to terminate this Contract in finding risks of infringement to third parties' right to avoid assertion of infringement claims or damages. Such termination shall not be breach of contract.

許諾側が契約期間の短縮を判断できる条項。契約のその他の条項において、契約の事前終了に対し、各自の権利、義務を制定しなければならない。

契約条項案 1 0

【許諾側の保証責任制限】

如何なる状況下でも、許諾側が本契約に則り、被許諾側に負う如何なる賠償責任の総額も、許諾側が関連賠償主張提出日までに実際に被許諾側から徴収した許諾費用総額を上限とする。

【许可方保证责任限制】

在任何情况下，许可方依照本合同向被许可方承担的任何赔偿责任总额以许可方在相关赔偿主张提出日之前实际向被许可方收取的许可费用总额为限。

[LIMITATION ON LICENSOR'S LIABILITIES]

Under any circumstances, the sum of Licensor's any compensatory liabilities under this Contract shall not exceed the sum of Royalties Licensor actually received from Licensee before the date when relevant damages claim was filed.

損害賠償責任に対し、受け取った使用料を上限とする条項。当該条項の効力は認められない可能性があるものの、万一の権利侵害訴訟において損害賠償責任を軽減するための根拠として、契約書に入れたほうがよいと考える。

契約条項案 1 1

【許諾側の義務は、権利侵害を主張しない責任のみに限る場合】

本許諾契約の目的は、あくまでも被許諾側の付録#に列記する専利の実施許諾の承諾である。即ち、許諾側のすべての義務は、被許諾側による専利の

実施行為に対し、権利侵害を主張しない責任のみに限られる。このほかに許諾側は、如何なるその他の義務も負わない。例：被許諾側への専利の実施に関わるその他の技術（専有技術も含めて）の許諾、被許諾側の専利の実施行為に対する何かの人力もしくは技術のサポートの提供、被許諾側が専利の実施を通して専利明細書中に記載されている機能もしくは技術効果、もしくはその他の何かの特定技術目標を達成するよう保証すること、被許諾側が専利を実施する行為が国家法律法規に合致するよう保証すること、被許諾側の専利の実施行為が如何なる第三者の権利も侵害しないと保証する。

***【许可方义务限于不主张侵权】**

本合同的目的，仅为承诺准许被许可方实施附件#所列专利，即许可方的所有义务仅限于不对被许可方实施所述专利的行为主张侵权责任。此外许可方不负有任何其他义务，例如：向被许可方转让与实施所述专利相关的其他技术包括专有技术；为被许可方实施所述专利的行为提供任何人力或者技术的支持；保证被许可方能够通过实施所述专利达到专利说明书中记载的功能或者技术效果，或者其他任何特定技术目标；保证被许可方实施所述专利的行为符合国家法律法规；保证被许可方实施所述专利的行为不侵犯任何第三方权益等。

***[Licensor's Simple Obligation of Non-Assertion of Infringement]**

The purpose of this Contract is limited to allowing Licensee to use patents as listed in Attachment #, i.e. Licensor's obligation shall be limited to not asserting infringement against Licensee's use of such patents. Licensor shall bear no other obligations, such as: transferring to Licensee other technologies related to implementation of said patents, including proprietary technologies; providing talent or technical support for Licensee's implementation of said patents; promising Licensee could obtain function or technical effects recorded in patents' descriptions,

or any other specific technical achievements, by implementing such patents; promising Licensee's implementation of patents is in line with domestic laws and regulations; and promising Licensee's implementation of patents does not infringe any Third Party Rights, etc.

本条項は、専利の実施のみ許諾（如何なる技術指導又は設備の提供などを付加しないとする場合）、特別に設けた内容である。契約において当事者双方の権利義務は契約の目的に従うので、契約の目的を明確に限定することにより、最大限に保証責任に関する法律規定の適用を回避する。既に公開、授権された専利につき、契約の目的は技術の許諾（実施許諾、技術研修、営業秘密の実施許諾、生産ラインの設計、生産設備の組立など含む）ではなく、単に専利の実施のみと明確にした場合、特定な技術効果を得られること又は特定な製品を量産できることなどについて保証しなくてもよい。この場合、許諾側の明示又は暗示の技術保証がなくても、契約の目的が達成できるからである。従って、契約の目的を限定することにより、保証責任の適用リスクを低減できる。最大限に許諾側の各種保証責任を排除するため、許諾側の契約義務制限の規定を“被許諾側に権利を主張しない”とすることを薦める。

II. 提供技術の完全性等の保証義務

「提供技術の完全性等の保証義務」に対応する契約条項の案文を準備する場合、以下の内容を含む案文を検討することを提案する：

- ①到達目標とは、海外ですでに到達し得たレベルを指すこと、及びそれ以上は責任を負わないと明示する条項
- ②一定期限内に、供与側が提示する条項
- ③技術目標の達成に必要な条件を明示し、それらに従うことを保証することを明示する条項
- ④達成する技術目標を客観化し、数値化することを明記する条項

- ⑤契約期間中のみ保証することを明記する条項
- ⑥契約締結時における技術だけに限って保証することを明記する条項
- ⑦条件（例えば、設備・材料、水、気温、湿度等）を示し、それを備えた上での保証であることを明記する条項
- ⑧ステップ毎に達成度を双方で確認して進めることを明記する条項
- ⑨量産前に試験を行う義務を明記すべき。試験を行わなかったために生じた損害には、賠償義務は生じないと明記する条項

契約条項案12

【提供技術の完全性の保証責任】

許諾側は、被許諾側の使用する技術関連設備、材料、条件、方法、プロセス、ならびに技術人員や管理人員の技能、水準、能力等の各方面が、すべて本契約付録#に記述されている要求に合致することを前提として、対象技術の完全性と有効性を保証する。即ち、本契約の対象技術が、本契約書付録#に規定する実施条件及び操作フローに完全に合致した場合、本付録#で決められた技術検収基準に達することができる。

【技术完整有效性保证责任】

许可方在被许可方所使用的技术相关设备、物料、条件、方法、程序以及技术人员、管理人员在技能、标准和能力等各方面均符合本合同附件#所阐明要求的前提下，保证标的技术的完整性和有效性：即本合同标的技术在完全符合本协议附件#所规定的实施条件及操作流程的情况下，能够达到本附件#所确定的技术验收标准。

[Guarantee for Integrity and Validity]

With preconditions that relevant equipments, materials, conditions, methods and procedures utilized by Licensee, and skill, standard and capability of technical and managing staff employed by Licensee meet the stated requests in Attachment # of

this Contract, Licensor guarantees the integrity and validity of Licensed Technology, i.e. Licensed Technology shall achieve technical acceptance standard as set out in Attachment # of the Contract where all implementation conditions and operation process are completely met.

保証に関わる範囲と適用前提を明確にする。一個または複数の契約付録形式により各方面から技術の内容、条件、効果の具体化、データ化（例：海外ですでに実現している技術データを参考にする）することを薦める。これにより本契約技術の許諾義務が遂行されているか否かを直観的に、明確に検収できるようにする。必要な場合、関連書類に“守秘”と注記するとよい。

契約条項案13

【提供技術の完全性の保証期間】

許諾側は、本契約有効日にすでに知っている技術的背景と関連情報に基づき、善意によって、対象技術の完全性と有効性に対し上記の保証をする。許諾側の上記の保証は、契約有効期間のみに限る。もし何かの原因のために契約無効または契約終了を招いた場合、契約無効または契約終了の日から許諾側は、もはや保証責任を負わない。

【技術完整有効性保証期間】

许可方是基于在本合同生效之日其已知的技术背景和相关信息等情况，善意地就标的技术完整性和有效性的做出上述保证。许可人上述保证的仅限于合同生效期间，如因任何原因导致合同无效或终止的，自合同无效或终止之日起，许可方不再承担保证责任。

[Term of Guarantee for Integrity and Validity]

Licensor makes, in good faith, aforesaid guarantee for integrity and validity of Licensed Technology based on technical background and relevant information it

knows at the Effective Date of the Contract. Aforesaid guarantee shall stand only during the valid Term of the Contract. Once the Contract was invalidated or terminated for any reason, Licensor shall no longer be responsible for such guarantee from the date of such invalidation or termination.

関連保証が契約締結時の状態のみに限り、且つ契約期間の間のみに限ることを明確にする。

契約条項案14

【許諾側の契約終了の権利】

対象技術を実施できるかどうかは、さまざまな要素（例：関連社員の技術レベル、勤勉度、作業能力、ならびにその関連施設、プロセス、設備の品質等）にかかっていることを当事者は認識し理解している。このため、実際の実施条件下での主観的・客観的要素の違いにより、当事者は初期試験において一回で技術目標を実現できるとは限らない。これは通常のことであり、違約には当たらない。当事者は以下に定めるとおり適切に処理しなければならない。当事者が合理的且つ善意の努力に基づき、何度も調整テストをしてもなお技術目標を実現できなければ、許諾側は本契約の終了を相談することができ、違約責任を負わない。

【当事方终止合同的权利】

当事方知悉并理解，能否成功实施标的技术取决于多种因素，如相关雇员的技术水平、勤勉程度和工作能力，以及其有关设施、程序和设备的質量等。故此由于标的技术实际实施条件的差异等主客观因素，当事方未必能在初期试验中一次性实现技术目标，此系正常现象，不属于违约。当事方应依照以下条款妥善处理。如当事方基于合理且善意努力，经多次调试仍不能实现技术目标，当事方可以协议终止本合同，各方均不对他方承担违约责任。

[Parties Right to Termination of Contract]

The Parties know and understand that, successful implementation of Licensed Technology depend on multiple elements, such as technical skills, diligence and ability of relevant employees, and quality of relevant facilities, procedures and equipments, etc. Therefore, due to the differences of subjective and objective elements under actual implementation conditions, the Parties may not achieve technical goal at a time in early experiments, which is normal and shall not be deemed as breach. The Parties shall deal with the situation as set out below properly. In case the Parties could not achieve the technical goal after times of adjustments under reasonable and good faith effort, the Parties may negotiate to terminate this Contract, while no Party shall be liable for breach of contract.

対象技術をスムーズに引き渡すことができなかつた場合、さらなる技術の完全性/有効性の懷疑と関連損失を避けるため、双方に契約終了の相談の選択を提供する。

契約条項案15

【引渡し及び検収の原則】

本契約に別途に取り決めがない限り、当事者は原則上、以下の規定に則り、技術引渡し及び検収を遂行しなければならない。どちら側かが以下の条項に違反したために、最終的に技術目標を実現できないか、もしくは技術目標の実現の見込みが存在しなくなった場合、契約を終了し、違約側が違約と賠償責任を負う。

A. 許諾側は契約取り決めに則り、身体が健康な、技術に熟練した、任務を全うできる技術者を作業現場に派遣し、技術サービスを提供することができる。被許諾側は、許諾側の技術サービス人員のビザ申請、作業許諾と技術サービスの提供のために必要なその他の必要な手続きに協力しなければ

ならない。または被許諾側は契約規定に則り、派遣技術人員を許諾側の関連工場に派遣して研修を受けることができる。許諾側は契約規定に則り、技術研修を提供するとともに、最大の努力を払い、被許諾側の技術人員が本技術を掌握できるようにする義務がある。被許諾側による研修人員の許諾側国での受け入れ期間は、許諾側国の法律と許諾側工場の規程制度を遵守しなければならない。

B. 技術許諾は、契約付録#の中で明記する手順に則り、段階に分けて進める。各段階では、まず被許諾側が本段階の技術目標の検収状況を書面確認し、その後許諾側が関連状況書面を再確認する。許諾側の再確認を経た後、被許諾側は、初めて次の段階の検収と使用に入ることができる。被許諾側が許諾側の書面再確認を経ないで勝手に次の段階に入った場合、許諾側はこのために起こった如何なる損失に対しても、賠償責任を負わない。すべての段階は、各側の検収確認を経て、初めて許諾側の本契約下の技術許諾義務の履行が完了したと見なされる。

C. 被許諾側がどこかの段階の検収中、技術目標に達していないと判断した場合、直ちに許諾側に知らせ、許諾側の調整テストと改良に協力しなければならない（直ちに許諾側に現場条件の完全なデータ等を提供することも含めて）。被許諾側との情報コミュニケーションが不十分なため、または知らせが遅れたために損失が起きた場合、許諾側はこれに責任を負わない。

D. 検収過程において、許諾側の提供する技術情報が実際の状況と実質的に合わないという何かの現象が起きた場合、許諾側の唯一の義務（及び被許諾側が唯一得ることのできる救済）は、上記の実際の保証に合致しないという現象を適切に救済するための適切な補充技術情報の提供、もしくは適切な代替技術の提供である。

E. 被許諾側は本技術を使って量産する前、必ず契約の規定に則り、試験を行わなければならない。試験中に技術目標に達することができない状況が

起きた時、その原因を調査・確認し、この原因を起こした側は、この原因を救済しなければならない。試験結果は、検収または双方の認可を得た後、初めて量産に投入することができる。被許諾側が契約の規定に則って試験を行わないまま、直接量産に投入し、技術目標に達することができなかつた場合、許諾側は損害賠償責任を負わない。

F. 被許諾側が対象技術の引渡しの完了後、(約定の期限)内に異議または質問を申し立てなければ、本契約下で許諾された対象技術の完全性、有効性を十分に認め、受け入れたものと見なす。

G. 対象技術の引渡しの完了は、本契約付録#に取り決めた検収標準を基準とする。当事者が、対象技術が検収標準に達したかどうかについて共通認識に達することができない場合、共同で独立した第三者機構に依頼し、評価検査測定を行うことができる。どちら側も当該第三者機構の客観的な評価検査測定を不合理に引き延ばすか、または阻止してはならない。

【技術许可及验收原则】

除本合同另有约定外，当事方原则上应根据以下规定进行技术许可及验收。如任何一方违反以下条款导致最终无法实现技术目标或者不存在实现技术目标的前景的，合同终止，由过错方承担违约和赔偿责任。

A. 许可方可按照合同约定派遣身体健康、技术熟练、称职的技术人员到工作现场提供技术服务，则被许可方应为许可方的技术服务人员申请签证、工作许可和提供技术服务所需的其它必要手续提供协助。或被许可方可按照合同规定派遣技术人员到许可方的有关工厂进行培训，则许可方有义务按照合同规定提供技术培训并尽自己最大努力使被许可方的技术人员掌握该技术。被许可方接受培训人员在许可方国家期间应遵守许可方国家的法律和许可方工厂的规章制度。

B. 技术许可应按照合同附件#中明确规定的步骤分阶段进行。在每个阶段，应先由被许可方对该阶段技术目标的验收情况做出书面确认，此后应由许可方对相关情况书面做出再确认。经许可方再确认之后，被许可方才可以进入

下一个阶段的验收和使用。如被许可方未经许可方书面再确认擅自进入下一阶段，许可方不对因此而导致的任何损失承担赔偿责任。全部阶段经各方验收确认的，即视为许可方本合同项下技术许可义务履行完成。

C. 如被许可方在任一阶段验收中认为未达到技术目标，应及时通知许可方并配合许可方进行调试和改进，包括及时完整地向许可方提供现场条件数据等。若因被许可方信息沟通不充分或通知延误造成损失，许可方不负责任。

D. 在验收过程中如出现任何许可方提供的技术信息与实际情况存在实质性不符，则许可方唯一的义务（及被许可方唯一可获得的救济）是提供适当的补充技术信息，或者提供适当的替代技术，以妥善补救上述不符合实际的保证。

E. 被许可方在使用标的技术进行量产之前必须按照合同的规定进行试验，在试验中发生不能达到技术目标的情况时，应对该情况发生的原因进行调查确认，引起该原因的一方应针对该原因进行补救。试验结果经验收或双方认可后，方可投入量产。如被许可方未按照合同的规定进行试验而直接投入量产时发生不能达到技术目标的情况，许可方不承担损失赔偿责任。

F. 被许可方在对标的技术许可完成后（特定期限）内不提出异议或质疑的，视为对本合同项下所许可的标的技术完整性、有效性充分认可和接受。

G. 标的技术许可完成以本合同附件#所约定的验收标准为准。如当事方对标的技术是否达到验收标准无法达成共识，可共同委托独立第三方机构进行评估检测。任何一方不得合理地拖延或阻挠该第三方机构进行客观的评估检测。

[Principle for License and Acceptance of Technology]

Unless otherwise specified in this Contract, the Parties shall in principle follow the terms below for license and acceptance of Licensed Technology. If the terms were violated and eventually resulted in a situation where achieving technical goal is not possible or in perspective, the Contract shall be terminated and the defaulting Party/Parties shall be liable for breach of contract and damages thereof.

A. Licensor could, upon agreed terms, send health, skilled and qualified technical staff to provide technical service on site, while Licensee would be responsible to assist in visa application, working permit of technical staff and completion of other necessary formalities required for provision of such technical service. Or Licensee could, upon agreed terms, send technical staff to Licensor's plants to take trainings, while Licensee is obliged to provide such technical training and enable Licensee's technical staff acquire such proprietary technology. The technical staff shall observe the laws of Licensor's country and domestic rules of Licensor's plant during the training.

B. License of Licensed Technology shall be conducted phase by phase as specified in Attachment #. At each phase, Licensee shall first give written confirmation on acceptance of technical goal of such phase and then Licensor shall give written confirmation thereof. Licensee could proceed to next phase only after Licensor's confirmation. If Licensee proceeded to subsequent phases without prior written confirmation by Licensor, Licensor shall not be liable to any damages caused thereof. Where all phases are confirmed by Parties, the license under this Contract shall be deemed fully performed.

C. Where Licensee believes that the technical goal was failed at any phase, it shall promptly give notice to Licensor and cooperate with Licensor for adjustments and improvements, including providing full information about on-site conditions and data in timely manner, etc.. Licensor shall not be liable for any loss due to insufficient communication or late notice by Licensee.

D. During the acceptance process, where Licensor's technical information was found to be substantively inconsistent with actual situation, the only obligation of Licensor (also the only remedy of the Licensee) is to provide proper supplementary technical information or proper substitution technology to appropriately recover aforesaid inconsistency.

E. Licensee shall do experiments according to the Contract before utilizing Licensed Technology for massive production. If the Parties failed in such experiments to achieve the technical goal, reasons for such failure shall be investigated and confirmed and responsible Party/Parties shall remedy such reasons. After

acceptance or mutual confirmation by Parties on the experiment results, Licensed Technology shall be utilized in massive production. Licensor would not be liable for damages if Licensee by passing the experiments in accordance with the Contract and the technical goal is not achieved.

F. Where Licensee files no opposition or challenge within (certain period of time) after completion of license of Licensed Technology, Licensee shall be deemed as fully satisfied with the integrity and validity of Licensed Technology.

G. The acceptance standards specified in Attachment # is the determination standards for completion of license of Licensed Technology. If the Parties could not agree on whether Licensed Technology had achieved technical goal, the Parties could jointly engage independent third party to give evaluation. No Party shall unreasonably delay or obstruct such third party to conduct objective evaluation thereof.

技術目標の実現の必須条件を明確に規定するとともに、それらの条件の条項に従う保証を明確に規定する。また双方が各手順に則り、完成度を確認することを明確に規定し、量産前に試験を行う義務を明確に記載する。また試験を行わなかったために生じた損害に対しては、賠償義務が生じないこと、規定期限内に供与側に異議を申し立てた場合、第三者に評価を依頼し、客観的な評価を得るよう明確に規定する。

契約条項案16

【許諾側の保証責任制限】

如何なる状況でも、許諾側が本契約に則って被許諾側に対して負うすべての賠償責任総額は、許諾側が関連賠償主張提出日までに実際に被許諾側から徴収した許諾費用総額を上限とする。

【許可方保证责任制限】

在任何情況下，許可方依照本合同向被許可方承擔的任何賠償責任總額以許可方在相關賠償主張提出之日前實際向被許可方收取的許可費用總額為限。

[LIMITATION ON LICENSOR'S LIABILITIES]

Under any circumstances, the sum of Licensor's any compensatory liabilities under this Contract shall not exceed the sum of Royalties Licensor actually received from Licensee before the date when relevant damages claim was filed.

契約賠償責任の上限を取り決める。本条の内容は、前文の第三者の権利不侵害保証の中で提案した条項と同じであり、すでに使用している場合、繰り返す必要はない。

契約条項案17

*** 【許諾側の権利侵害不主張の承諾】**

本許諾契約の目的は、あくまでも被許諾側の付録#に列記する専利の実施許諾のみであり、即ち、許諾側のすべての義務は、被許諾側の専利実施行為に対し、権利侵害を主張しない責任のみに限られる。このほかに許諾側は、如何なるその他の義務も負わない。例：被許諾側への専利の実施に関わるその他の技術（専有技術も含めて）の許諾、被許諾側の専利の実施行為に対する何かの人力もしくは技術のサポートの提供、被許諾側が専利の実施を通して専利明細書中に記載されている機能もしくは技術効果、もしくはその他の何かの特定技術目標を達成するよう保証すること、被許諾側が専利を実施する行為が、国家法律法規に合致するよう保証すること、被許諾側の専利の実施行為が、如何なる第三者の権利も侵害しないと保証する。

*** 【許可方义务限于不主张侵权】**

本许可合同的目的，仅为承诺准许被许可方实施附件#所列专利，即许可方的所有义务仅限于不对被许可方实施所述专利的行为主张侵权责任。此外许可方

不负有任何其他义务，例如：向被许可方转让与实施所述专利相关的其他技术包括专有技术；为被许可方实施所述专利的行为提供任何人力或者技术的支持；保证被许可方能够通过实施所述专利达到专利说明书中记载的功能或者技术效果，或者其他任何特定技术目标；保证被许可方实施所述专利的行为符合国家法律法规；保证被许可方实施所述专利的行为不侵犯任何第三方权益等。

**[Licensor's Simple Obligation of Non-Assertion of Infringement]*

The purpose of this Contract is limited to allowing Licensee to use patents as listed in Attachment #, i.e. Licensor's obligation shall be limited to not asserting infringement against Licensee's use of such patents. Licensor shall bear no other obligations, such as: transferring to Licensee other technologies related to implementation of said patents, including proprietary technologies; providing talent or technical support for Licensee's implementation of said patents; promising Licensee could obtain function or technical effects recorded in patents' descriptions, or any other specific technical achievements, by implementing such patents; promising Licensee's implementation of patents is in line with domestic laws and regulations; and promising Licensee's implementation of patents does not infringe any Third Party Rights, etc.

本条の内容と前文は、第三者の権利不侵害保証の中で提案した条項と同じであり、すでに使用している場合、繰り返す必要はない。

Ⅲ. 改良技術の帰属

「改良技術の帰属」に対応する契約条項の案文を準備する場合、以下の内容を含む案文を検討することを提案する：

- ①改良技術の定義
- ②“どの程度オリジナル技術に依存するか”によって帰属先を決める条項
- ③“改良技術について許諾側が実質的に貢献をした場合は、共有とすることができる”とする条項

- ④ 被許諾側が改良発明に対して通知義務を課す条項
- ⑤ 互恵的なアサインバック、グラントバック条項

契約条項案18

【改良技術の定義】

“改良技術”とは、契約当事者が独立または共同で作出した、対象技術に関わるあらゆる発明、発見または革新理念を指す。但し、許諾側の提供した技術情報を元に、容易に思いつく代替案、及びそのあらゆる公知技術との結合は、改良技術とは見なさない。個々の具体的な技術についていえば、改良技術とは、許諾側の提供する技術に比べ、実質的技術の進歩があった技術のみに限る。当事者の具体的な技術が“改良技術”に当たるかどうかについて、論争になった場合、専門機構に依頼し、関連技術が、許諾側が本契約下で提供した技術情報に比べて創造的かどうか調査するとともに、專利審査における創造性に関する基準を元に判断する。発明專利の創造性を備えた関連技術のみが、“改良技術”として認められる。

【改进技术の定義】

“改进技术”，系指当事方独立或共同做出的、任何与标的技术相关的发明、发现或创新观念，但基于许可方提供的技术信息容易想到的无实质性差异的方案，许可方提供的技术信息与所属领域公知常识的简单组合，不视为改进技术。就每一项具体技术而言，改进技术仅限于相对于许可方提供的技术具有实质性技术进步的技术。当事方就具体技术是否属于“改进技术”存在争议时，应委托专业机构就有关技术相对于许可方在本合同下提供的技术信息进行创造性检索，并依据专利审查中的创造性标准进行判断。具备创造性的有关技术方可视为“改进技术”。

[Improved Technology]

“Improved Technology” shall refer to any invention, discovery or novel concept

relevant to Licensed Technology by Party/Parties to this Contract independently or jointly. However, technical solutions with little substantive differences with technical information provided by Licensor and simple combination of technical information provided by Licensor and common knowledge in the field, shall not be deemed as Improved Technology. As for each specific technology, Improved Technology shall be limited to those with substantive technical progress comparing to the technology provided by Licensor. If the Parties dispute about whether a specific technology falls into the scope of “Improved Technology”, the Parties shall engage professional institution to conduct searches in regard to the inventiveness of such technology as comparing to technical information provided by Licensor under this Contract and determine in line with the inventive standard in patent prosecution. Only technologies possessing inventiveness thereof shall be deemed as “Improved Technology”.

“改良技術”の定義及び認定は、専利権として登録し得る技術を備える場合のみ、改良技術と見なすことができることを明確にする。論争がある場合、第三者を引き入れて判定する。各供与側が自社の方針に応じて、改良技術に関する具体的な基準を追加することができ、例えば発明特許、実用新案又は意匠に関する進歩性の基準、或いは新規性の基準に下げることができる。注意する必要があるのは、改良技術に関する基準が高すぎる場合、受入側が改良技術に該当しないと判断することにより、供与側が一部の改良技術に対するコントロール及び権利取得を失うデメリットがある。一方、改良技術に関する基準が低すぎる場合、改良技術の評価に無駄な時間と人力がかかるデメリットがある。

契約条項案19

【改良技術の帰属】

技術の発展の奨励のため、改良技術は完成過程で実質的に貢献した当事者が、単独または共同で所有する。但し、相手側が最優遇条件又は無償で前記改良技術を実施することができる。改良技術に属しない微細な修正につき、相手側が

無償で実施することができる。

【改进技术归属】

为鼓励发展改进技术，改进技术由在完成该技术过程中做出实质性贡献的当事方单独或共同享有。但相对方有权优先以优惠的价格或免费使用该技术。对于不属于改进技术的细微修改，修改方允许相对方免费使用该技术。

[Ownership of Improved Technology]

To promote the development of Improved Technology, ownership of Improved Technology shall be held independently or jointly by the Party/Parties making substantive contribution in developing such technology. However, other Party/Parties to this Contract shall have priority in using such technology at favorable price or free of charge. As for minor modifications not deemed as Improved Technology, the modifying Party allows other Party/Parties to use such technology for free.

改良技術の帰属は、実質的貢献により判断し、共有できるよう尽力する。

契約条項案20

【被許諾側の改良技術に対する関連説明】

被許諾側が被許諾した対象技術に対し、変更もしくは改良を加える場合、第三者権利の侵害や、技術の完全性/有効性等の観点から考慮するため、被許諾側は直ちに許諾側に通知しなければならない。許諾側が必要と判断した場合、上記の技術の変更もしくは改良を評価し、参与する。

被許諾側が許諾側に直ちに知らせることなく、実施した改良技術については、許諾側は本契約下の第三者への権利侵害責任、ならびに完全性/有効性への保証義務を負わない。

被許諾側が許諾側に報告せず、且つ専利を出願していない改良技術に対しては、被許諾側がすべての関連権利を放棄したものと見なす。但し、その契約期

間内の無料使用の権利は、除く。

【针对被许可方改进技术的相关说明】

被许可方在对所许可的标的技术进行改动或者改进时，为避免第三方侵权风险及确保技术完整性有效性等问题，应及时通知许可方，许可方应对所述改动或者改进进行评估。许可方认为有必要时有权参与相关技术的改动或者改进。

对于被许可方未及时通知许可方而申请专利的改进技术，许可方不承担本合同项下的第三方侵权责任和完整性有效性保证义务。

对于被许可方未向许可方报告且未申请专利的改进技术，视为被许可方放弃所有相关权利，其在合同期内免费使用的权利除外。

[Further Explanation on Improved Technology by Licensee]

Taking into consideration the issues of infringement to Third Party Rights and Integrity of Technology, etc., Licensee shall timely give notice to Licensor when Licensee modifies or improves Licensed Technology. Licensor shall evaluate such modification or improvement and participate in such modification or improvements when Licensor considers necessary.

As for Improved Technology not reported to Licensor and patented by Licensee, Licensor makes no warranty in relation to Third Party Rights, integrity and validity, etc. under this Contract.

As for Improved Technology not reported to Licensor and not patented by Licensee, it shall be deemed as that Licensee waived all relevant rights thereupon, excluding the right to free use during the Term of the Contract.

許諾側が、共有の主張のため、または改良技術を独占するための根拠を明示し、且つ、参与していない改良技術の保証義務を排除する。

契約条項案21

【改良技術の優先被許諾権】

被許諾側は、許諾側の要求に応え、最優遇条件を以て許諾側に自身が権利を有する改良技術の使用を許諾することに同意する。被許諾側がその改良技術を許諾したい場合、許諾側に許諾意向を知らしめなければならない。許諾側は同等の条件下で優先的に許諾を受ける権利を有する。

【改进技术的优先受让权】

被许可方同意，应许可方要求，其将以最优惠许可条件许可许可方使用其享有权利的改进技术；被许可方如欲转让其享有权利的改进技术，应向许可方告知转让意向，许可方在同等条件下享有优先受让权。

[Priority in Transfer of Improved Technology]

Licensee agrees that, if requested by Licensor, it would grant Licensor a license to use its Improved Technology at most favorable terms; in case Licensee wishes to assign its Improved Technology to others, Licensee shall give notice to Licensor, who shall have priority in assignment of the technology on equal terms.

許諾側には、最も優遇された条件での許諾、ならびに優先的に譲渡を受ける権利がある

IV. 商務部への届出

「商務部への届出」に対応する契約条項の案文を準備する場合、以下の内容を含む案文を検討することを提案する：

商務部への批准、申請は、中国側企業が履行すること、かつ条項の期限内に登記手続きを行い、登記証明資料を提出することを明確に規定した条項

- A. 自由輸出入技術：

契約条項案 22

【契約登記】

本契約が発効してから三十（30）日以内に、被許諾側は関連規定に則り、関連行政主管部門に関連資料を提出し、本契約の登録を行わなければならない。被許諾側がすぐに届出しなかったために契約の履行が遅れるか、または履行不能となった場合、そのために生じたすべての損失及び違約責任は、完全に被許諾側が負うものとする。

【合同登記】

在本合同生效后三十（30）日内，被许可方应根据相关规定，向有关行政主管部门呈报相关资料完成本合同的登记。如被许可方未及时呈报而造成合同履行迟延或履行不能，因此产生的任何损失及违约责任完全由被许可方承担。

[Recordation of Contract]

Within thirty (30) days from the Effective Date of this Contract, Licensee shall submit relevant materials for recordation of this Contract before relevant administrative authority in accordance with relevant stipulations. If Licensee failed to make submission in time which results in delayed or impossible performance of the Contract, Licensee shall be liable for any loss and responsibility thereof.

自由輸出入の技術については、契約の届出をするだけでよいが、解説で述べたように、契約登録の申請義務者は、中国側の技術輸出入業者となるため、被許諾側にそれを契約で義務づけることを提案する。

- B. 輸入を制限された技術：

契約条項案 23

【契約登録】

本契約の締結後、被許諾側が関連行政主管部門に契約副本及び関連書類を提出し、関連技術輸入許可証を申請する。本契約は、関連技術輸入許可証を取得した日から発効とする。もし許可を取得することができなかつた場合、本契約は発効しないものとする。当事者は、引き続き積極的かつ友好的な協議を続け、関連条項に必要な修正を加えた後、再び申請することができる。

【合同登記】

在本合同签订后，由被许可方向有关行政主管部门提交合同副本及有关文件，申请相关技术进口许可证。本合同自相关技术进口许可证获准之日起生效。如未获准许可，本合同不发生效力。当事方后续可通过积极友好协商，对相关条款做出必要修改后再次申请。

[Recordation of Contract]

After execution of this Contract, Licensee shall submit copy of this Contract and relevant materials to relevant administrative authority and apply for relevant technology import permit. This Contract only takes effect from the date when relevant technology import permit was granted. If not granted, this Contract will not come into force. The parties may, by subsequent friendly negotiation, make necessary revision of relevant clauses and apply for such permit again.

輸出入制限技術については、契約は主管部門の審査・批准許可が必要となり、「技術輸入（輸出）許可証」の交付日から契約の効力が生じるため、審査・批准を得ることを契約の有効条件として取り決めることを薦める。

V. 仲裁取り決め条項

契約で紛争が生じた場合の仲裁地を中国外の仲裁機構（たとえば、香港、シンガポールもしくは日本）にするという契約条項を準備することを提案する。

- A. 第三者仲裁地の選択：

契約条項案 24

【紛争解決】

本契約のために起きたか、または本契約に関わる紛争、または賠償請求、または違約、契約の終了、または有効無効については、すべて現行有効の「国連国際貿易法委員会仲裁規則」及び本条項下の特別な取り決めに則り、仲裁により解決する。指定仲裁員機構は、香港国際仲裁センターとする。仲裁地点は香港の香港国際仲裁センターであり、関連仲裁は、（一または三）名の仲裁員により審理する。仲裁プロセスで使用する言語は（英語）とする。

【争议解决】

凡因本合同产生或与本合同有关的争议、争执或索偿，或违约、合同的终止或有效无效，均应按现行有效的「联合国国际贸易法委员会仲裁规则」及本条款项下的特别约定，通过仲裁解决。指定仲裁员的机构是香港国际仲裁中心。仲裁地点为香港的香港国际仲裁中心。相关仲裁应由（一或三）名仲裁员审理。仲裁程序使用的语言为（英语）。

[Dispute Resolution]

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules as at present in force and as may be specifically amended by the rest of this clause. The appointing authority shall be Hong Kong International Arbitration Centre. The place of arbitration shall be in Hong Kong at Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC). The number of arbitrators shall be (one or three). The language to be used in the arbitral proceedings shall be (English).

香港国際仲裁センター（HKIAC）は、国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL）の国際商事仲裁モデル条項を推薦する。

契約条項案 25

本契約のために起きたか、または本契約に関わる紛争、または賠償請求、または違約、契約の終了、または有効無効については、すべて「国連国際貿易法委員会仲裁規則」に則り、仲裁により解決しなければならない。上記の仲裁は、日本商事仲裁協会が「国連国際貿易法委員会仲裁規則」項目下の「仲裁管理及びプロセス規則」に則り行う。

凡因本合同产生或与本合同有关的争议、争执或索偿，或违约、合同的终止或有效无效，均应按「联合国国际贸易法委员会仲裁规则」通过仲裁解决。上述仲裁应由日本商事仲裁协会根据「联合国国际贸易法委员会仲裁规则」项下的「仲裁管理及程序规则」进行管理。

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules. Any such arbitration shall be administered by the Japan Commercial Arbitration Association in accordance with the Administrative and Procedural Rules for Arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules.

日本商事仲裁協会（JCAA）は、UNCITRAL の国際商事仲裁モデル条項を推薦する。

契約条項案 26

本契約のために起きたか、または本契約に関わる紛争、争執、または賠

償請求、または違約、契約の終了、または有効無効については、すべて現行有効の「国連国際貿易法委員会仲裁規則」に則り、シンガポールにおいて仲裁により解決する。上記の仲裁は、シンガポール国際仲裁センターが、その国連国際貿易法委員会仲裁案例の実務指導を元に、管理しなければならない。仲裁の指定機構は SIAC 仲裁院主席または副主席とし、仲裁員は（一または三）人としなければならない。仲裁プロセスに使用する言語は、（英語）とする。

凡因本合同产生或与本合同有关的争议、争执或索偿，或违约、合同的终止或有效无效，均应按现行有效的「联合国国际贸易法委员会仲裁规则」在新加坡通过仲裁解决。上述仲裁应由新加坡国际仲裁中心根据其联合国国际贸易法委员会仲裁案例的实务指引进行管理。仲裁的指定机构为SIAC仲裁院主席或副主席。仲裁员应为（一或三）人。仲裁程序使用的语言为（英语）。

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration in Singapore in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules for the time being in force. The arbitration shall be administered by Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with its Practice Note on UNCITRAL cases. The appointing authority shall be the President or Vice-President of SIAC Court of Arbitration. The number of arbitrators shall be (one or three). The language to be used in the arbitral proceedings shall be (English).

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）は、UNCITRAL の国際商事仲裁モデル条項を推薦する。

契約条項案 27

本契約から生じた、又はそれに関わる一切の紛争は、すべて国際商会国

際仲裁院に提出しなければならないとともに、国際商会仲裁規則に則り、本規則を元に指定された一名または数名の仲裁員により終局解決する。

凡产生于或与本合同有关的一切争议均应提交国际商会国际仲裁院并按照国际商会仲裁规则由依据该规则指定的一名或数名仲裁员终局解决。

All disputes arising out of or in connection with the present contract shall be submitted to the International Court of Arbitration of the International Chamber of Commerce and finally settled under the Rules of Arbitration of the International Chamber of Commerce by one or more arbitrators appointed in accordance with the said Rules

国際商会（ICC）仲裁院は、標準仲裁条項を推薦する（中国に適用する）

- B. 被申請側所在地での仲裁の選択：

契約条項案 28

【紛争解決】

本契約のために起きたか、または本契約に関わる紛争、争執、または賠償請求、または違約、契約の終了、または有効無効については、すべて現行有効の「国連国際貿易法委員会の仲裁規則」及び本条項項下の特別取り決めに則り、仲裁により解決しなければならない。当事各側は、関連仲裁には被申請側所在地の仲裁機構を選んで行うことに同意する。即ち、被申請側が（日本側）の時、仲裁機構は（東京）の（日本商事仲裁協会）とする。被申請側が（中国側）の時、仲裁機構は（北京）の（中国国際経済貿易仲裁委員会）とする。関連仲裁は、（一または三）名の仲裁員により審理しなければならない。仲裁プロセスに使用する言語は、（英語）とす

る。

【争议解决】

凡因本合同产生或与本合同有关的争议、争执或索偿，或违约、合同的终止或有效无效，均应按现行有效的「联合国国际贸易法委员会的仲裁规则」及本条款项下的特别约定，通过仲裁解决。当事各方同意，相关仲裁应选择在被申请方所在地的仲裁机构进行，即：被申请方为（日方）时，仲裁机构为（东京）的（日本商事仲裁协会）。被申请方为（中方）时，仲裁机构为（北京）的（中国国际经济贸易仲裁委员会）。相关仲裁应由（一或三）名仲裁员审理。仲裁程序使用的语言为（英语）。

[Dispute Resolution]

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules as at present in force and as may be specifically amended by the rest of this clause. The Parties agree that the arbitration shall be conducted by an arbitration institution at the respondent's residence, i.e. for the Japanese respondent, the arbitration institution shall be (the Japan Commercial Arbitration Association) in (Tokyo) while for the Chinese respondent, shall be (China International Economic and Trade Arbitration Commission) in (Beijing). The number of arbitrators shall be (one or three). The language to be used in the arbitral proceedings shall be (English).

第三地仲裁条項を参考とし、必要に応じて調整することもできる。被申請側所在地の仲裁機構とすることで、いざ仲裁を起こす際には相手方の地で起こさなければならず、不利に感じられるために安易な仲裁提起を抑止する心理的效果を期待できる。

参考) 中国の子会社が中国企業に技術を許諾する条項案

本報告書は、日本企業が許諾側として被許諾側の中国企業と特許やノウハウのライセンス契約を締結する場合を想定して、このような契約に適用される中国の技術輸出入管理条例の法的リスクを低減するための契約条項を提案することを目的としている。

したがって、日本企業の中国子会社が中国企業とライセンス契約を締結することは、本稿の対象外であるが、日系の中国子会社による特許やノウハウの保有も増加しており、中国企業にライセンスするケースも今後増えていくことが予想されることから、参考として第二章の検討テーマに沿ってライセンス契約の条項案をいくつか紹介したい。

中国子会社が中国企業と許諾契約を締結する場合、その子会社が被許諾側と締結する許諾契約は中国契約法及び関連法律規定、司法解釈が適用されるが、中国国内企業間の契約であるので、「技術輸出入管理条例」の適用を考慮する必要がない。前章で述べた状況とは異なり、契約の双方の当事者は第三者の権利侵害に関する保証責任について協議でき、商務部への届出も必要がない。

I. 第三者の権利侵害に関する許諾側の保証義務

契約条項 参考案 (a)

許諾側は、その知る範囲内で、その本契約下で許諾した技術、即ち本契約付録#に列記する“対象技術”について、本契約の技術実施法域内で他方がすでに専利授権された権利への侵害が成立しないことを保証する。

当事者は、本契約締結前、当事者がすでに委託専門機構を通して関連調査等を行い、第三者の権利を侵害するリスクを排除する理にかなった努力を尽くしたことを知っており、承知する。関連検索報告書の副本については、本契約付録#を参照のこと。被許諾側による対象技術の実施過程で第三者の権利の侵害が起こった場合、許諾側は関連損害に対し、如何なる責任も負わない。

许可方保证，在其所知范围内，其在本合同项下所许可的技术，即本合同附件#所列示的“标的技术”，在本合同技术实施法域内不构成对他方已授权专利的侵权。

当事方知悉并认可，在本合同签订前当事方已通过委托专业机构进行相关检索等考察并已尽合理努力排除侵犯第三方权益的风险。相关检索报告副本见本合同附件*。如被许可方在标的技术实施过程中出现侵犯第三方权益的情形，许可方对相关损害不承担任何责任。

Licensor guarantees that, according to its knowledge, technology licensed under this Contract, i.e. “Licensed Technology” as shown in the Attachment # of this Contract, does not constitute infringement to any granted patents of others within the contractual jurisdiction of this Contract.

The Parties understand and confirm that, before execution of this Contract the Parties had engaged professional institution(s) to conduct evaluation by doing relevant searches, etc. and made reasonable efforts to exclude the risks of infringement to Third Party Rights. Copies of relevant search reports are attached as Attachment * of the Contract. Licensor shall not take any liabilities in case of infringement to Third Party Rights during Licensee’s implementation of Licensed Technology (unless such infringement was completely and solely resulted from Licensed Technology itself).

中国国内の許諾者は、第三者の権利侵害の責任負担を取り決めることができる。被許諾側が同意しない場合、最後に“当該権利侵害が完全に、かつ許諾された対象技術自身のためだけに起こった場合は、除く。”と加えるとともに、第二章第一節と同じ内容を加えることを考慮するとよい。

II. 提供技術の完全性等の保証義務

「契約法」及び関連司法解釈の「技術の完全性の保証義務」に関する規定は、実質的に「技術輸出入管理条例」とは同じであるため、本部分の内容及び提案は、第二章第一節と同じである。

III. 改良技術の帰属

契約条項 参考案 (b)

被許諾側は許諾側の要求を受け、その世界範囲内で契約の有効期間中、提供される如何なる専利、専利出願、技術、商業秘密、ノウハウ、または守秘情報に関わる派生改良、ならびに本契約書の履行過程において、被許諾側が単独で、または許諾側と共同で研究・開発した設計と製品型式等について随時知らせ、撤回不可能に許諾側に許諾することに同意する。許諾側は、世界範囲内の上記の許諾の改善等の申請専利、商標、版權等の保護の権利を排他的に保有するとともに、無償で関連改善をその製品に応用することができる。被許諾側は許諾側の合理的な要求にこたえ、許諾側の関連知的財産権の権利の取得に存分に協力しなければならない。

被许可方同意，经许可方要求，将及时告知并不可撤销地向许可方转让其中全球范围内就许可方在合同生效期间向其提供的任何专利、专利申请、技术、商业秘密、诀窍或保密信息相关的衍生改进，以及在履行本协议过程中由被许可方单独或与许可方共同研发的设计和產品型式等。许可方排他地享有在全球范围内就上述转让的改进等申请专利、商标、版权等保护的權利，并可以无偿地将相关改进应用于其產品。被许可方应许可方合理要求，应充分配合许可方获取相关知识产权權利。

Licensee agrees, upon request of Licensor, to promptly disclose and hereby irrevocably transfer to Licensor all of its derivative improvements relevant to any to any patent, patent application, technology, trade secret, know-how or confidential information of Licensor disclosed by Licensor to Licensee during the Term of the Contract, and/or any development, design or product form created in the course of performance of the Contract during the Term of the Contract whether solely by Licensee or jointly by Licensee and Licensor. Licensor shall have the exclusive right to apply for or register any patents, trademark rights, copyrights, and such other proprietary protections and to incorporate improvements into the products at no additional charge in any manner. Licensee shall fully cooperate as reasonably requested by Licensor in order for Licensor to obtain all available protection of any intellectual property rights related thereto.

国内技術許諾契約については、改良技術の帰属を取り決めることができるが、それでも互利原則を提案する。上記の条項は、許諾側に有利であるとはいえ、被許諾側に受け入れられるとは限らない上、裁判所が完全に有効だと認定するとは限らない。第二章第一節の条項を別途参考にされたい。

IV. 仲裁取り決め条項条款

契約条項 参考案(c)

【紛争解決】

本契約のために起きたか、または本契約に関わる紛争、または賠償請求、または違約、契約の終了、または有効無効については、すべて、仲裁により解決する。当事各側は、関連仲裁には被申請側所在地の仲裁機構を選んで行うことに同意する。即ち、被申請側が（許諾側）の時、仲裁機構は（中国内の仲裁機構から選択可）とする。被申請側が（被許諾側）の時、仲裁機構は（北京）の（中国国際経済貿易仲裁委員会）とする。関連仲裁は、（一また

は三)名の仲裁員により審理する。仲裁プロセスに使用する言語は、(中国語)とする。

【争议解决】

凡因本合同产生或与本合同有关的争议、争执或索偿，或违约、合同的终止或有效无效，应通过仲裁解决。当事各方同意，相关仲裁应选择在被申请人所在地的仲裁机构进行，即：被申请人方为(被许可方)时，仲裁机构为(某地)的(某仲裁机构)。被申请人方为(许可方)时，仲裁机构为(北京)的(中国国际经济贸易仲裁委员会)。相关仲裁应由(一或三)名仲裁员审理。仲裁程序使用的语言为(中文)。

[Dispute Resolution]

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration. The Parties agree that the arbitration shall be conducted by an arbitration institution at the respondent's residence, i.e. if (Licensee) was the respondent, the arbitration institution shall be (certain arbitration institution) in (certain place) while if the respondent was (Licensor), shall be (China International Economic and Trade Arbitration Commission) in (Beijing). The number of arbitrators shall be (one or three). The language to be used in the arbitral proceedings shall be (English).

中国企業同士の技術許諾であり、涉外的な要素がないため、外国の仲裁機関を指定する場合、その有効性が指摘されるおそれがある。特に2004年に公布された「涉外商事海事審判実務問題の回答(一)」において、最高人民法院は中国内当事者が涉外要素を有しない契約又は財産権紛争について、外国の仲裁機構を選定した仲裁協議の有効性について、「法律は国内の当事者が涉外要素を有しない紛争を外国の仲裁を求めることを許可していない。従って、もし中国内当事者が涉外要素を有しない契約又は財産権紛争について外国の仲裁機構を

選定し、または外国で臨時仲裁を行った場合、人民法院はその仲裁協議が無効であると判断しなければならない」と回答したので、外国の仲裁機構ではなく、中国内の仲裁機構から選択することを薦める

第三章 中華人民共和国現行関連法律資料

中華人民共和国涉外民事関係法律適用法（2010）

第四条 中華人民共和国の法律に涉外民事関係に関する強行規定がある場合、当該強行規定を直接に適用する。

第五条 外国法の適用により、中華人民共和国の社会公共利益が損なわれる場合、中華人民共和国の法律を適用する。

第十条 涉外民事関係に適用される外国法は、裁判所、仲裁機関又は行政機関が究明する。当事者が外国法の適用を選択した場合、当該国の法律を提供しなければならない。

外国法を究明できない又は当該国の法律に規定がない場合、中華人民共和国の法律を適用する。

第四十八条 知的財産権の帰属及び内容は、保護を請求された地の法律を適用する。

第四十九条 当事者は協議により、知的財産権許諾及び使用許諾の準拠法を選択できる。当事者が選択しなかった場合、本法の契約に関する規定を適用する。

第五十条 知的財産権の不法行為責任は、保護を請求された地の法律を適用し、当事者も不法行為発生後、協議により裁判所所在地の法律の適用を選択できる。

中華人民共和国涉外民事关系法律适用法（2010）

第四条 中华人民共和国法律对涉外民事关系有强制性规定的，直接适用该强制性规定。

第五条 外国法律的适用将损害中华人民共和国社会公共利益的，适用中华人民共和国法律。

第十条 涉外民事关系适用的外国法律，由人民法院、仲裁机构或者行政机关查明。当事人选择适用外国法律的，应当提供该国法律。

不能查明外国法律或者该国法律没有规定的，适用中华人民共和国法律。

第四十八条 知识产权的归属和内容，适用被请求保护地法律。

第四十九条 当事人可以协议选择知识产权转让和许可使用适用的法律。当事人没有选择的，适用本法对合同的有关规定。

第五十条 知识产权的侵权责任，适用被请求保护地法律，当事人也可以在侵权行为发生后协议选择适用法院地法律。

最高人民法院「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈(2012)

第六条 中華人民共和国法律は、当事者が涉外民事関係適用の法律を選択することができる」と明確に定めておらず、当事者が適用法律を選択した場合、人民法院は当該選択の無効を認定する。

第十条 下記いずれかの状況に該当し、中華人民共和国の社会公共利益に関わり、当事者が約定により適用を排除することができず、抵触規定に従う必要がなく涉外民事関係に直接適用される法律又は行政法規の規定は、人民法院が涉外民事関係法律適用法第四条に定める強行規定と認定する。

- (一) 労働者権益の保護に関わる場合
- (二) 食品または公共衛生安全に関わる場合
- (三) 環境安全に関わる場合
- (四) 外貨規制などの金融安全に関わる場合
- (五) 独占禁止、アンチダンピングに関わる場合
- (六) 強行規定と認定すべきその他の場合

第十一条 一方の当事者は故意に涉外民事関係の連結点を作り出し、中華人民共和国法律、行政法規の強行規定を回避する場合、人民法院は外国法律適用の効力が生じないと認定する。

第十九条 香港特別行政区、マカオ特別行政区に係わる民事関係の法律適用問題は、本規定を参照して適用する。

**最高人民法院关于适用〈中华人民共和国涉外民事关系法律适用法〉若干问题的解释
(一)(2012)**

第六条 中华人民共和国法律没有明确规定当事人可以选择涉外民事关系适用的法律，当事人选择适用法律的，人民法院应认定该选择无效。

第十条 有下列情形之一的，涉及中华人民共和国社会公共利益、当事人不能通过约定排除适用、无需通过冲突规范指引而直接适用于涉外民事关系的法律、行政法规的规定，人民法院应当认定为涉外民事关系法律适用法第四条规定的强制性规定：

- (一) 涉及劳动者权益保护的；
- (二) 涉及食品或公共卫生安全的；
- (三) 涉及环境安全的；
- (四) 涉及外汇管制等金融安全的；
- (五) 涉及反垄断、反倾销的；
- (六) 应当认定为强制性规定的其他情形。

第十一条 一方当事人故意制造涉外民事关系的连结点，规避中华人民共和国法律、行政法规的强制性规定的，人民法院应认定为不发生适用外国法律的效力。

第十九条 涉及香港特别行政区、澳门特别行政区的民事关系的法律适用问题，参照适用本规定。

中華人民共和國民法通則(1986)

第五十八條 次に掲げる民事行為は、無効とする。

(一)民事行為無能力者が行ったもの。

(二)制限民事行為能力者が法により独立して行えないもの。

(三)一方は詐欺、脅迫の手段又は人の困難につけ入り、相手方の真実の意思に反して行
わせたもの。

(四)悪意をもって結託し、国、集団又は第三者の利益を害するもの。

(五)法律または社会公共利益に反するもの。

(六)経済契約が国の指令的計画に反するもの。

(七)適法な形式で不法な目的を覆い隠すもの。

無効な民事行為は、行為の始めから法的拘束力を有しない。

第五十九條 次に掲げる民事行為は、一方が人民法院または仲裁機関にその変更又は取
消を求める権利を有する。

(一)行為者が行為内容に対する重大な誤解がある場合。

(二)明らかに公平を欠くもの。

取り消された民事行為は、行為の始めから無効する。

第六十條 民事行為の一部無効がその他の部分の効力に影響を及ぼさない場合、その他
の部分には依然有効である。

第一百四十二條 涉外民事関係にかかる法律の適用は、本章の規定により確定する。

中華人民共和國が締結又は加盟している国際条約に中華人民共和國の民事法律と異なる
規定がある場合、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和國が留保を声明した条
項はこの限りでない。

中華人民共和國の法律及び中華人民共和國が締結または加盟している国際条約に規定が
ない場合、国際慣例を適用することができる。

第一百四十五条 涉外契約の当事者は、法律に別段の定めがある場合を除き、契約紛争処理に適用する法律を選択することができる。

涉外契約の当事者が選択をしていない場合、契約と最も密接な関係にある国の法律を適用する。

第一百五十条 本章の規定に基づき外国の法律又は国際慣例を適用する場合、中華人民共和国の社会公共の利益に反してはならない。

中华人民共和国民法通则(1986)

第五十八条 下列民事行为无效：

- (一) 无民事行为能力人实施的；
- (二) 限制民事行为能力人依法不能独立实施的；
- (三) 一方以欺诈、胁迫的手段或者乘人之危，使对方在违背真实意思的情况下所为的；
- (四) 恶意串通，损害国家、集体或者第三人利益的；
- (五) 违反法律或者社会公共利益的；
- (六) 经济合同违反国家指令性计划的；
- (七) 以合法形式掩盖非法目的的。

无效的民事行为，从行为开始起就没有法律约束力。

第五十九条 下列民事行为，一方有权请求人民法院或者仲裁机关予以变更或者撤销：

- (一) 行为人对行为内容有重大误解的；
- (二) 显失公平的。

被撤销的民事行为从行为开始起无效。

第六十条 民事行为部分无效，不影响其他部分的效力的，其他部分仍然有效。

第一百四十二条 涉外民事关系的法律适用，依照本章的规定确定。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约同中华人民共和国的民事法律有不同规定的，适用国际条约的规定，但中华人民共和国声明保留的条款除外。

中华人民共和国法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约没有规定的，可以适用国际惯例。

第一百四十五条 涉外合同的当事人可以选择处理合同争议所适用的法律，法律另有规定的除外。

涉外合同的当事人没有选择的，适用与合同有最密切联系的国家的法律。

第一百五十条 依照本章规定适用外国法律或者国际惯例的，不得违背中华人民共和国的社会公共利益。

中華人民共和國對外貿易法（2004）

第三十條 知的財産権者が被許諾者から許諾契約における知的財産権の有効性に対する質疑提出の阻止、強制的なパッケージライセンスの実施、許諾契約書において排他的なグランドバック条件を規定するなどの行為の一があり、かつ對外貿易の公平な競争秩序を害する場合、國務院對外貿易主管部門は、必要な措置をとって害をとりのぞくことができる。

中華人民共和國對外貿易法（2004）

第三十條 知識產權權利人有阻止被許可人對許可合同中的知識產權的有效性提出質疑、進行強制性一攬子許可、在許可合同中規定排他性返授條件等行為之一，並危害對外貿易公平競爭秩序的，國務院對外貿易主管部門可以採取必要的措施消除危害。

中華人民共和国契約法（1999）

第三十九条 フォーム約款を使用して契約を締結する場合、フォーム約款提供の一方は公平原則に従い当事者間の権利及び義務を定め、かつ自らの責任の免除または軽減の条項について合理的な方式により相手方に注意を促し、相手方の要求に従い、当該条項について説明をしなければならない。

フォーム約款とは当事者が反復使用するために予め定め、契約締結時に相手方と協議を行っていないものをいう。

第四十条 フォーム約款に本法第五十二条及び第五十三条に定める事由がある場合、またはフォーム約款提供の一方の責任を免除し、相手方の責任を加重し、相手方の主要な権利を排除している場合、当該フォーム約款は無効とする。

第五十二条 以下の事由のいずれかがある場合、契約は無効とする。

- (一)一方が詐欺、脅迫の手段を用いて契約を締結し、国家の利益を害するもの
- (二)悪意を持って結託し、国家、集団又は第三者の利益を害するもの
- (三)適法な形式で不法な目的を覆い隠すもの。
- (四)社会公共利益を害するもの
- (五)法律、行政法規の強行規定に違反するもの

第五十三条 契約における下記免責条項は無効とする。

- (一)相手方の人身に傷害を与えた場合
- (二)故意又は重大な過失により相手方の財産に損害を与えた場合

第五十六条 無効な契約又は取消された契約は当初より法的拘束力を有しないものとする。契約の一部無効がその他の部分の効力に影響を及ぼさない場合、その他の部分は依然有効である。

第五十七条 契約の無効、取消または終了は、契約に独立して存在する紛争解決方法に関する条項の効力に影響を及ぼさない。

第一百一十三条 事者の一方が契約義務を履行しないか、もしくは契約義務履行が取り決めに合致しなかったために相手に損失を与えた場合、損害賠償額は違約のためにもたらされた損失に相当しなければならず、契約履行後に得ることのできる利益を含むものとする。但し、契約違反の他方が契約を締結した時に予見できた、もしくは予見できるはずの、契約違反のためにもたらされる可能性のある損失を超えてはならない。

経営者は、消費者に対する商品又はサービスの提供にあたり、詐欺行為をあった場合、「中華人民共和国消費者權益保護法」の規定に従い損害賠償責任を負う。

第一百一十四条 当事者は、一方が違約した時は違約状況に基づいて相手方に一定金額の違約金を支払うことを定めることができ、違約によって生じた損害の賠償額の計算方法を定めることもできる。

契約で定めた違約金が実際の損害より低い場合、当事者は人民法院または仲裁機関に対し適当な増額を請求することができる。契約で定めた違約金が実際の損害より著しく高い場合、当事者は人民法院または仲裁機関に対し適当な減額を請求することができる。

当事者が履行遅滞に関して違約金を定めた場合、違約した当事者は、違約金を支払った後も債務を履行するものとする。

第三百二十二条 技術契約とは、当事者が技術開発、許諾、コンサルタント、及びサービスについて締結した相互間の権利、義務を確定する契約をいう。

第三百二十三条 技術契約を締結するには、科学技術の進歩に有利であり、科学技術成果の応用及び普及を促進するものでなければならない。

第三百二十四条 技術契約の内容は当事者が約定する。一般的には以下の条項を含む。

(一) プロジェクト名称

- (二) 目的物の内容、範囲、要求
- (三) 履行の計画、進捗、期限、場所、地域及び方式
- (四) 技術情報及び資料の秘密保持
- (五) 危険責任の負担
- (六) 技術成果の帰属及び共同利用権の分配
- (七) 検査収納の基準及び方法
- (八) 代金、報酬または使用料及びその支払い方法
- (九) 違約金または損害賠償の計算方法
- (十) 紛争の解決方法
- (十一) 名詞及び専門用語の解釈

契約履行に関する技術背景資料、フィージビリティ・スタディ及び技術評価報告、プロジェクトの任務書及び計画書、技術標準、技術規範、基本設計及びその他の技術文書などは、当事者の契約の合意に基づき契約の構成部分とすることができる。

技術契約が専利に関わる場合、専利の名称、専利申請人、専利権者、申請期日、申請番号、専利番号及び専利権の有効期限を明記しなければならない。

第三百二十五条 技術契約の代金、報酬または使用料の支払い方式は、当事者の合意により、定額一括払いまたは定額分割払い、ロイヤルティ、イニシャルロイヤルティの何れかによることができる。

ロイヤルティによる支払いは製品の価格、専利実施及びノウハウの使用によって増加された価値、利潤または販売額の何れかにより、または約定したその他の方式により計算することができる。

ロイヤルティは固定比率又は年毎に増加または減少の比率により行うことができる。

第三百二十六条 職務技術成果の使用権、許諾権が法人又はその他の組織に属する場合、法人又はその他の組織は当該技術成果について技術契約を締結することができる。法人またはその他の組織は当該職務技術成果の使用権及び許諾権より得た収益に基づき、当該技術成果を完成させた個人に、一定比率の報奨金を与えなければならない。法人またはその

他の組織が契約を締結し、職務技術成果を許諾する場合、職務技術の完成人は同等条件で優先権を有する。

職務技術成果とは、法人またはその他の組織の任務を執行し完成した技術結果、または法人又はその他の組織の物質技術条件を利用し完成した技術成果をいう。

第三百二十七条 非職務技術成果の使用権、許諾権は技術成果を完成した個人に属する。技術成果を完成した個人は当該非職務技術成果について技術契約を締結することができる。

第三百二十八条 技術成果を完成した個人は技術成果に関する書類に自分が技術成果完成者であると明記する権利、名誉証書、奨励を取得する権利を有する。

第三百二十九条 違法に技術を独占し、技術の進歩を阻害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は、無効とする。

第三百四十二条 技術許諾契約は専利権の許諾、専利申請の許諾、ノウハウの許諾、専利実施許可契約を含む。

技術許諾契約は書面によらなければならない。

第三百四十三条 技術許諾契約は供与側及び受入側が専利またはノウハウを実施する範囲を約定することができる。ただし、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

第三百四十四条 専利実施許可契約は専利権の有効期間中は有効とし、専利権の有効期間が満了、または専利権が無効と宣告された場合、専利権者は当該専利につき他人と専利実施許可契約を締結してはならない。

第三百四十五条 専利実施許諾契約の供与側は約定に従い受入側に専利の実施を許可し、専利実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供する。

第三百四十六条 専利実施許可契約の受入側は約定に従い専利の実施を行い、約定以外

の第三者に当該専利の実施を許可してはならず、約定に従い使用料を支払わなければならない。

第三百四十七条 ノウハウ許諾契約の供与側は約定に従い技術資料を交付し、必要な技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持の義務を負う。

第三百四十八条 ノウハウ許諾契約の受入側は約定に従い技術を使用し、使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

第三百四十九条 技術許諾契約の供与側は自分が提供する技術の合法的所有者であり、提供する技術が完全で、誤りなく、有効で、約定の目標を達成できることを保証する。

第三百五十条 技術許諾契約の受入側は約定の範囲、期限に基づき供与側に提供された技術の未公開の秘密部分につき秘密保持義務を負う。

第三百五十一条 供与側は約定に従い技術を許諾しない場合、部分または全部の使用料を返還しなければならない。また違約責任を負わなければならない。専利の実施またはノウハウの使用が約定の範囲を越え、約定に違反し無断で第三者に当該専利またはノウハウの実施を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反する場合、違約責任を負わなければならない。

第三百五十二条 受入側は約定に従い使用料を支払わない場合は、使用料及び約定の違約金を支払わなければならない。使用料及び約定の違約金を支払わない場合、専利またはノウハウの使用を停止し、技術資料の返還を行い、違約責任を負う。専利の実施またはノウハウの使用が約定の範囲を越えて、供与側の同意なく、無断で第三者に当該専利またはノウハウの実施を許可した場合、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反する場合、違約責任を負わなければならない。

第三百五十三条 受入側が契約の定めに従って特許尾を実施し、技術ノウハウを使用することにより、第三者の合法的權益を侵害した場合、供与側が責任を負う。ただし、当事者が契約で別途定める場合を除く。

第三百五十四条 当事者は互恵の原則に則り、技術譲渡契約において、専利の実施や技術秘密の使用の後に、継続して改良された技術成果の共有方法について取り決めることができる。取り決めがないか、もしくは取り決めが不明確であり、第61条の規定に則ってもなお確定できない場合、一方が後続改良した技術成果を他方が共有する権利はない。

第三百五十五条 法律・行政法規に技術輸出入契約または専利、専利申請契約に関して規定を設けている場合は、その規定に従う。

第三百五十六条 技術コンサルティング契約は特定の技術プロジェクトのフィージビリティ・スタディ、技術予測、個別技術調査、分析評価報告などの契約を含む。

技術サービス契約とは、当事者の一方が技術知識をもって他方のために特定の技術問題を解決するため締結される契約をいう。ただし、建設工事契約、請負契約を除く。

第三百五十七条 技術コンサルティング契約の委託人は約定に従いコンサルティングを求める問題を説明し、技術背景資料並びに関係技術の資料及びデータを提出し、受託人の技術的成果を受取り、報酬を支払わなければならない。

第三百五十八条 技術コンサルティング契約の受託人は約定した期限に従いコンサルティング報告を完成させ、委託人の問題に回答しなければならない。提出するコンサルティング報告は約定した要求を満たさなければならない。

第三百五十九条 技術コンサルティング契約の委託人は約定に従い必要な資料及びデータを提出せず、業務の進捗及び質に影響を及ぼし、技術的成果を受取らず、または延期して受け取る場合、支払いの報酬の返還を求めることができず、未払いの報酬の全額を支払

わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託人は約定した期限に従いコンサルティング報告を提出せず、または提出したコンサルティング報告が約定した要求を満たしていない場合、報酬を減額または免除する違約責任を負う。

技術コンサルティング契約の受託人は受託人が約定の要求を満たしたコンサルティング報告または意見に基づき意思決定をしたことにより生じた損失を負う。ただし、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第三百六十条 【技術コンサルティング契約の委託人は約定に従い業務条件を提供し、協力内容を完成し、業務の成果を受け取り、報酬を支払わなければならない。

第三百六十一条 技術コンサルティング契約の受託人は約定に従いサービスを完成し、技術的問題を解決し、業務の質を保証し、技術的問題を解決する知識を伝授しなければならない。

第三百六十二条 技術コンサルティング契約の委託人は契約に定める義務を履行せず、またはその履行が約定に合致せず、業務の進捗及び質に影響を及ぼし、技術的成果を受取らず、または延期して受け取る場合、支払いの報酬の返還を求めることができず、未払いの報酬の全額を支払わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託人は契約の定めに従いサービスを完成しない場合、報酬を免除する違約責任を負う。

第三百六十三条 技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程において、委託人が提供した技術資料及び業務条件を利用し完成した新しい研究成果は受託人に属する。委託人が受託人の成果を利用し完成した新しい技術成果は委託人に属する。当事者が異なる合意をした場合は、その合意による。

第三百六十四条 法律・行政法規に技術仲介契約、技術訓練契約に関し規定を設けてい

る場合は、その規定に従う。

中华人民共和国合同法

第三十九条 采用格式条款订立合同的，提供格式条款的一方应当遵循公平原则确定当事人之间的权利和义务，并采取合理的方式提请对方注意免除或者限制其责任的条款，按照对方的要求，对该条款予以说明。

格式条款是当事人为了重复使用而预先拟定，并在订立合同时未与对方协商的条款。

第四十条 格式条款具有本法第五十二条和第五十三条规定情形的，或者提供格式条款一方免除其责任、加重对方责任、排除对方主要权利的，该条款无效。

第五十二条 有下列情形之一的，合同无效：

- (一) 一方以欺诈、胁迫的手段订立合同，损害国家利益；
- (二) 恶意串通，损害国家、集体或者第三人利益；
- (三) 以合法形式掩盖非法目的；
- (四) 损害社会公共利益；
- (五) 违反法律、行政法规的强制性规定。

第五十三条 合同中的下列免责条款无效：

- (一) 造成对方人身伤害的；
- (二) 因故意或者重大过失造成对方财产损失的。

第五十六条 无效的合同或者被撤销的合同自始没有法律约束力。合同部分无效，不影响其他部分效力的，其他部分仍然有效。

第五十七条 合同无效、被撤销或者终止的，不影响合同中独立存在的有关解决争议方法的条款的效力。

第一百一十三条 当事人一方不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定，给对方造成损失的，损失赔偿额应当相当于因违约所造成的损失，包括合同履行后可以获得的利益，但不得超过违反合同一方订立合同时预见到或者应当预见到的因违反合同可能造成的损失。

经营者对消费者提供商品或者服务有欺诈行为的，依照《中华人民共和国消费者权益保护法》的规定承担损害赔偿责任。

第一百一十四条 当事人可以约定一方违约时应当根据违约情况向对方支付一定数额的违约金，也可以约定因违约产生的损失赔偿额的计算方法。

约定的违约金低于造成的损失的，当事人可以请求人民法院或者仲裁机构予以增加；约定的违约金过分高于造成的损失的，当事人可以请求人民法院或者仲裁机构予以适当减少。

当事人就迟延履行约定违约金的，违约方支付违约金后，还应当履行债务。

第三百二十二条 技术合同是当事人就技术开发、转让、咨询或者服务订立的确立相互之间权利和义务的合同。

第三百二十三条 订立技术合同，应当有利于科学技术的进步，加速科学技术成果的转化、应用和推广。

第三百二十四条 技术合同的内容由当事人约定，一般包括以下条款：

- (一) 项目名称；
- (二) 标的的内容、范围和要求；
- (三) 履行的计划、进度、期限、地点、地域和方式；
- (四) 技术情报和资料的保密；
- (五) 风险责任的承担；
- (六) 技术成果的归属和收益的分成办法；
- (七) 验收标准和方法；
- (八) 价款、报酬或者使用费及其支付方式；
- (九) 违约金或者损失赔偿的计算方法；
- (十) 解决争议的方法；
- (十一) 名词和术语的解释。

与履行合同有关的技术背景资料、可行性论证和技术评价报告、项目任务书和计划书、技术标准、技术规范、原始设计和工艺文件，以及其他技术文档，按照当事人的约定可以作为合同的组成部分。

技术合同涉及专利的，应当注明发明创造的名称、专利申请人和专利权人、申请日期、申请号、专利号以及专利权的有效期限。

第三百二十五条 技术合同价款、报酬或者使用费的支付方式由当事人约定，可以采取一次总算、一次总付或者一次总算、分期支付，也可以采取提成支付或者提成支付附加预付入门费的方式。

约定提成支付的，可以按照产品价格、实施专利和使用技术秘密后新增的产值、利润或者产品销售额的一定比例提成，也可以按照约定的其他方式计算。提成支付的比例可以采取固定比例、逐年递增比例或者逐年递减比例。

约定提成支付的，当事人应当在合同中约定查阅有关会计帐目的办法。

第三百二十六条 职务技术成果的使用权、转让权属于法人或者其他组织的，法人或者其他组织可以就该项职务技术成果订立技术合同。法人或者其他组织应当从使用和转让该项职务技术成果所取得的收益中提取一定比例，对完成该项职务技术成果的个人给予奖励或者报酬。法人或者其他组织订立技术合同转让职务技术成果时，职务技术成果的完成人享有以同等条件优先受让的权利。

职务技术成果是执行法人或者其他组织的工作任务，或者主要是利用法人或者其他组织的物质技术条件所完成的技术成果。

第三百二十七条 非职务技术成果的使用权、转让权属于完成技术成果的个人，完成技术成果的个人可以就该项非职务技术成果订立技术合同。

第三百二十八条 完成技术成果的个人有在有关技术成果文件上写明自己是技术成果完成者的权利和取得荣誉证书、奖励的权利。

第三百二十九条 非法垄断技术、妨碍技术进步或者侵害他人技术成果的技术合同无效。

第三百四十二条 技术转让合同包括专利权转让、专利申请权转让、技术秘密转让、专利实施许可合同。

技术转让合同应当采用书面形式。

第三百四十三条 技术转让合同可以约定让与人和受让人实施专利或者使用技术秘密的范围，但不得限制技术竞争和技术发展。

第三百四十四条 专利实施许可合同只在该专利权的存续期间内有效。专利权有效期限届满或者专利权被宣布无效的，专利权人不得就该专利与他人订立专利实施许可合同。

第三百四十五条 专利实施许可合同的让与人应当按照约定许可受让人实施专利，交付实施专利有关的技术资料，提供必要的技术指导。

第三百四十六条 专利实施许可合同的受让人应当按照约定实施专利，不得许可约定以外的第三人实施该专利；并按照约定支付使用费。

第三百四十七条 技术秘密转让合同的让与人应当按照约定提供技术资料，进行技术指导，保证技术的实用性、可靠性，承担保密义务。

第三百四十八条 技术秘密转让合同的受让人应当按照约定使用技术，支付使用费，承担保密义务。

第三百四十九条 技术转让合同的让与人应当保证自己是所提供的技术的合法拥有者，并保证所提供的技术完整、无误、有效，能够达到约定的目标。

第三百五十条 技术转让合同的受让人应当按照约定的范围和期限，对让与人提供的技术中尚未公开的秘密部分，承担保密义务。

第三百五十一条 让与人未按照约定转让技术的，应当返还部分或者全部使用费，并应当承担违约责任；实施专利或者使用技术秘密超越约定的范围的，违反约定擅自许可第三人实施该项专利或者使用该项技术秘密的，应当停止违约行为，承担违约责任；违反约定的保密义务的，应当承担违约责任。

第三百五十二条 受让人未按照约定支付使用费的，应当补交使用费并按照约定支付违约金；不补交使用费或者支付违约金的，应当停止实施专利或者使用技术秘密，交还技术资料，承担违约责任；实施专利或者使用技术秘密超越约定的范围的，未经让与人同意擅自许可第三人实施该专利或者使用该技术秘密的，应当停止违约行为，承担违约责任；违反约定的保密义务的，应当承担违约责任。

第三百五十三条 受让人按照约定实施专利、使用技术秘密侵害他人合法权益的，由让与人承担责任，但当事人另有约定的除外。

第三百五十四条 当事人可以按照互利的原则，在技术转让合同中约定实施专利、使用技术秘密后续改进的技术成果的分享办法。没有约定或者约定不明确，依照本法第六十一条的规定仍不能确定的，一方后续改进的技术成果，其他各方无权分享。

第三百五十五条 法律、行政法规对技术进出口合同或者专利、专利申请合同另有规定的，依照其规定。

第三百五十六条 技术咨询合同包括就特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告等合同。

技术服务合同是指当事人一方以技术知识为另一方解决特定技术问题所订立的合同，不包括建设工程合同和承揽合同。

第三百五十七条 技术咨询合同的委托人应当按照约定阐明咨询的问题，提供技术背景材料及有关技术资料、数据；接受受托人的工作成果，支付报酬。

第三百五十八条 技术咨询合同的受托人应当按照约定的期限完成咨询报告或者解答问题；提出的咨询报告应当达到约定的要求。

第三百五十九条 技术咨询合同的委托人未按照约定提供必要的资料和数据，影响工作进度和质量，不接受或者逾期接受工作成果的，支付的报酬不得追回，未支付的报酬应当支付。

技术咨询合同的受托人未按期提出咨询报告或者提出的咨询报告不符合约定的，应当承担减收或者免收报酬等违约责任。

技术咨询合同的委托人按照受托人符合约定要求的咨询报告和意见作出决策所造成的损失，由委托人承担，但当事人另有约定的除外。

第三百六十条 技术服务合同的委托人应当按照约定提供工作条件，完成配合事项；接受工作成果并支付报酬。

第三百六十一条 技术服务合同的受托人应当按照约定完成服务项目，解决技术问题，保证工作质量，并传授解决技术问题的知识。

第三百六十二条 技术服务合同的委托人不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定，影响工作进度和质量，不接受或者逾期接受工作成果的，支付的报酬不得追回，未支付的报酬应当支付。

技术服务合同的受托人未按照合同约定完成服务工作的，应当承担免收报酬等违约责任。

第三百六十三条 在技术咨询合同、技术服务合同履行过程中，受托人利用委托人提供的技术资料和工作条件完成的新的技术成果，属于受托人。委托人利用受托人的工作成果完成的新的技术成果，属于委托人。当事人另有约定的，按照其约定。

第三百六十四条 法律、行政法规对技术中介合同、技术培训合同另有规定的，依照其规定。

最高人民法院「中華人民共和国契約法」の適用にかかる若干の問題に関する解釈 (二) (2009)

第六条 約款提供の一方は約款の中で自らの責任を免除又は軽減する条項について、契約を締結する際に相手方の注意を喚起する文字、記号、字体などの特別な標識を採用し、且つ、相手方の請求に従い、当該約款について説明を行った場合、「契約法」第三十九条にいう「合理的な方式の採用」に合致することを人民法院は認定しなければならない。

約款提供の一方は、合理的な提示及び説明義務を履行したことについて証明責任を負う。

フォーム約款提供側はフォーム約款の中で自らの責任を免除又は軽減する条項について、契約を締結する際に相手方の注意を喚起する文字・記号・字体等の特別な標識を採用し、且つ、相手方の請求に従い、当該フォーム約款について説明を行った場合、契約法第三十九条にいう「合理的な方式の採用」に合致することを人民法院は認定しなければならない。

フォーム約款提供側は、合理的な注意及び説明の義務を履行したことについて立証責任を負う。

第九条 約款を提供した一方の当事者が契約法第39条第1項の提示及び説明義務に関する規定に違反し、相手方がその責任免除または制限の条項について注意を払わなかったことをもたらし、相手方当事者が当該約款の取消を請求した場合、人民法院は、支持しなければならない。

フォーム約款を提供する当事者が契約法第三十九条第一項に定める注意及び説明義務に関する規定に違反したことにより、相手方がその責任を免除又は軽減する条項に注意しておらず、相手方当事者がそのフォーム約款の取り消しを申請する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十条 約款を提供した一方の当事者は契約法第39条第1項の規定に違反し、かつ、契約法第40条に定める状況の一つがある場合、人民法院は当該約款が無効であると認定しなければならない。

フォーム約款を提供する当事者が契約法第三十九条第一項の規定に違反し、且つ契約法

第四十条に定める状況の一つに該当する場合、人民法院はそのフォーム約款が無効であると認定しなければならない。

第十四条 「契約法」第五十二条第（五）項に定める「強行規定」とは、「効力的強行規定」を指す。

契約法第五十二条第（五）項に定める「強行規定」とは、効力的強行規定を指す。

第二十七条 当事者は反訴或いは抗弁を通して、人民法院が契約法第一百一十四条第二項の規定に基づき、違約金を調整するよう請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十八条 当事者は、契約法第一百一十四条第二項の規定に基づき、人民法院に違約金の増額を請求した場合、増額後の違約金額は実際の損失額を上回らないものとする。違約金を増額した後、当事者はさらに相手方に損害賠償を請求する場合、人民法院は支持しなければならない。

当事者は契約法第一百一十四条第二項の規定に基づき、人民法院に違約金の増額を請求した場合、増額後の違約金額は実際の損失額を上回らないものとする。違約金の増額後、当事者が改めて相手方に損失の賠償を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。

第二十九条 当事者は、約定された違約金が高すぎるため適切な減額を主張する場合、人民法院は実際の損失をもとに、契約の履行状況、当事者の過誤の度合い及び逸失利益等の総合的な要素を勘案し、公平の原則と信義誠実の原則に基づき比較し、裁決を下すものとする。

当事者の約定した違約金をもたらされた損失より 30%超えた場合、通常、「契約法」第一百一十四条第二項に定める「もたらされた損失よりも高すぎる」と認定することができる。

当事者は、約定された違約金が高すぎるため適切な減額を主張する場合、人民法院は実際の損失をもとに、契約の履行状況、当事者の過誤の度合い及び逸失利益等の総合的な要

素を勘案し、公平の原則と信義誠実の原則に基づき比較し、裁決を下すものとする。

当事者の約定した違約金をもたらされた損失より 30% 超えた場合、通常、契約法第一百一十四条第二項に定める「もたらされた損失よりも高すぎる」と認定することができる。

最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（二）（2009）

第六条 提供格式条款的一方对格式条款中免除或者限制其责任的内容，在合同订立时采用足以引起对方注意的文字、符号、字体等特别标识，并按照对方的要求对该格式条款予以说明的，人民法院应当认定符合合同法第三十九条所称“采取合理的方式”。

提供格式条款一方对已尽合理提示及说明义务承担举证责任。

第九条 提供格式条款的一方当事人违反合同法第三十九条第一款关于提示和说明义务的规定，导致对方没有注意免除或者限制其责任的条款，对方当事人申请撤销该格式条款的，人民法院应当支持。

第十条 提供格式条款的一方当事人违反合同法第三十九条第一款的规定，并具有合同法第四十条规定的情形之一的，人民法院应当认定该格式条款无效。

第十四条 合同法第五十二条第（五）项规定的“强制性规定”，是指效力性强制性规定。

第二十七条 当事人通过反诉或者抗辩的方式，请求人民法院依照合同法第一百一十四条第二款的规定调整违约金的，人民法院应予支持。

第二十八条 当事人依照合同法第一百一十四条第二款的规定，请求人民法院增加违约金的，增加后的违约金数额以不超过实际损失额为限。增加违约金以后，当事人又请求对方赔偿损失的，人民法院不予支持。

第二十九条 当事人主张约定的违约金过高请求予以适当减少的，人民法院应当以实际损失为基础，兼顾合同的履行情况、当事人的过错程度以及预期利益等综合因素，根据公平原则和诚实信用原则予以衡量，并作出裁决。

当事人约定的违约金超过造成损失的百分之三十的，一般可以认定为合同法第一百一十四条第二款规定的“过分高于造成的损失”。

最高人民法院「技術契約紛争事件の審理にかかる法律適用の若干の問題に関する解釈(2004)」

第十条 以下の情状は、契約法第三百二十九条にいう「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当する。

(一) 当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、又は改良された技術の使用を制限する又は、双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求する、相互利益とならない技術許諾、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有することを含む。

(二) 当事者の一方がその他の出所から技術許諾側に類似した技術又はそれと競争関係にある技術の取得を制限する場合。

(三) 当事者の一方が市場のニーズに基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。これには受け入れ側が契約の目的となっている技術を実施して生産する製品又は提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。

(四) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受け入れを含む。

(五) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート又は購入先を不合理に制限する場合。

(六) 技術の受け入れ側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対する異議申し立てを禁止する又は異議申し立てに条件を付ける場合。

最高人民法院关于审理技术合同纠纷案件适用法律若干问题的解释(2004)

第十条 下列情形，属于合同法第三百二十九条所称的“非法垄断技术、妨碍技术进步”：

(一) 限制当事人一方在合同标的技术基础上进行新的研究开发或者限制其使用所改进的技术，或者双方交换改进技术的条件不对等，包括要求一方将其自行改进的技术无偿提供

给对方、非互惠性转让给对方、无偿独占或者共享该改进技术的知识产权；

(二) 限制当事人一方从其他来源获得与技术提供方类似技术或者与其竞争的技术；

(三) 阻碍当事人一方根据市场需求，按照合理方式充分实施合同标的的技术，包括明显不合理地限制技术接受方实施合同标的的技术生产产品或者提供服务的数量、品种、价格、销售渠道和出口市场；

(四) 要求技术接受方接受并非实施技术必不可少的附带条件，包括购买非必需的技术、原材料、产品、设备、服务以及接收非必需的人员等；

(五) 不合理地限制技术接受方购买原材料、零部件、产品或者设备等的渠道或者来源；

(六) 禁止技术接受方对合同标的的技术知识产权的有效性提出异议或者对提出异议附加条件。

中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001）

第二条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう。

前項に規定した行為とは専利権の移転、専利出願権の移転、専利実施許諾、ノウハウの移転、技術サービス及びその他の方式の技術移転を含む。

第十条 輸入制限に該当する技術については許可証管理を実施する。許可証を得ず、輸入してはならない。

第十一条 輸入制限に該当する技術を輸入する場合には、国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、且つ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入プロジェクトについて関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第十二条 国務院外経貿主管部門は技術輸入申請を受領してから、国務院関連主管部門と共同で審査をし、且つ申請日より 30 労働日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十三条 技術輸入申請が認可された場合には、国務院外経貿主管部門は技術輸入許可意向書を付与する。

輸入事業者は技術輸入許可意向書を取得してから、対外の技術輸入契約を締結することができる。

第十四条 輸入事業者は技術輸入契約を締結してから、国務院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国務院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定する

書類を受領した日より 10 労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十五条 申請人は本条例第十一条の規定に従い、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、すでに締結した技術輸入契約の副本を併せて提出することができる。

国务院外経貿主管部門は本条例第十二条及び第十四条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について併せて審査する。且つ前項に規定する書類を受領した日より 40 労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第十六条 技術輸入が許可された場合には、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可証を交付する。技術輸入契約は技術輸入許可証の交付日より発効する。

第十七条 自由に輸入することのできる技術については契約登録管理を実施する。

自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約の効力発生の要件としない。

第十八条 自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国务院外経貿主管部門で登録をし、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第十九条 国务院外経貿主管部門は本条例第十八条に規定する書類を受領した日より 3 労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を交付する。

第二十条 申請人は技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証をもって、外国為替、銀行、税務、税関などの関連手続を行う。

第二十四条 技術輸入契約の供与側は、自らがその供与する技術の合法的な所有者であるか、もしくは譲渡または許諾の権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の受入側が、契約の取り決めに従って、供与側の提供する技術を使用した結果、第三者から権利侵害訴訟を提訴された場合、受入側は直ちに供与側に通知しなければならない。供与側は通知を受けた後、受入側の障害の排除に協力しなければならない。

技術輸入契約の受入側が、契約の取り決めに則り、供与側の提供する技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う。

第二十五条 技術輸入契約の供与側は、提供する技術が完全で瑕疵がなく、有効であり、契約で取り決められた技術目標を達成できることを保証しなければならない。

第二十七条 技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。

第二十九条 技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

(一) 受入側に技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む、技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること

(二) 専利権の有効期間が満了し、又は専利権が無効宣告された技術について、受入側に使用料の支払いや関連する義務の履行を求めること

(三) 受入側が、供与側から提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること

(四) 受入側が、その他の供給源から供与側が提供した技術に類似する又は競合する技術を取得することを制限すること

(五) 受入側に、原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給源を不合理に制限すること

(六) 受入側に、製品の生産量、品種又は販売価格を不合理に制限すること

(七) 受入側に、輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること

第三十三条 輸出制限のある技術は許可証管理を実施する。許可なしには輸出してはならない。

第三十四条 輸出制限のある技術を輸出する場合、国务院外経貿主管部門に申請書を提出しなければならない。

第三十五条 国务院外経貿主管部門は技術輸出申請を受領した後、国务院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査をし且つ申請書を受領した日より30労働日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限のある技術は関連部門で秘密保持審査をする必要がある場合、国の関連規定に従い、実施する。

第三十六条 技術輸出申請が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を付与する。

申請人は技術輸出許可意向書を取得すれば、外国側と実質的交渉をし、技術輸出契約を締結することができる。

第三十七条 申請人は技術輸出契約を締結した後、国务院外経貿主管部門に対し、以下に掲げる書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (一) 技術輸出許可意向書
- (二) 技術輸出契約の副本
- (三) 技術資料の輸出リスト
- (四) 契約締結双方の法的地位を証明する書類

国务院外経貿主管部門は技術輸出契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定した書類を受領した日より15労働日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしな

ければならない。

第三十八条 技術輸出が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は輸出許可証を付与する。技術輸出契約は技術輸出許可証の付与日より発効する。

第三十九条 自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。

自由に輸出することのできる技術を輸出する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約の効力発生の要件としない。

第四十条 自由輸出技術を輸出する場合には、国务院外経貿主管部門に登録申請し、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (一) 技術輸出契約登録申請書
- (二) 技術輸出契約の副本
- (三) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第四十一条 国务院外経貿主管部門は本条例第四十条に規定した書類を受領した日より3労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第四十二条 申請人は技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第四十三条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約についてその契約の主要内容に変更がある場合、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録した技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国务院外経貿主管部門に登録しなければならない。

第四十六条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸

出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。

刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況に基づいて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十七条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の非法經營罪又はその他の罪の規定に従い、刑事的責任を法により追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況によって、税関法の関連規定に従い、処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を中止し又は取り消すことができる。

第四十八条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の非法經營罪又は国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、税関法の関連規定に従い、処罰する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十九条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第五十条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

中华人民共和国技术进出口管理条例

第二条 本条例所称技术进出口，是指从中华人民共和国境外向中华人民共和国境内，或者从中华人民共和国境内向中华人民共和国境外，通过贸易、投资或者经济技术合作的方式转移技术的行为。

前款规定的行为包括专利权转让、专利申请权转让、专利实施许可、技术秘密转让、技术服务和其他方式的技术转移。

第十条 属于限制进口的技术，实行许可证管理；未经许可，不得进口。

第十一条 进口属于限制进口的技术，应当向国务院外经贸主管部门提出技术进口申请并附有关文件。

技术进口项目需经有关部门批准的，还应当提交有关部门的批准文件。

第十二条 国务院外经贸主管部门收到技术进口申请后，应当会同国务院有关部门对申请进行审查，并自收到申请之日起 30 个工作日内作出批准或者不批准的决定。

第十三条 技术进口申请经批准的，由国务院外经贸主管部门发给技术进口许可意向书。

进口经营者取得技术进口许可意向书后，可以对外签订技术进口合同。

第十四条 进口经营者签订技术进口合同后，应当向国务院外经贸主管部门提交技术进口合同副本及有关文件，申请技术进口许可证。

国务院外经贸主管部门对技术进口合同的真实性进行审查，并自收到前款规定的文件之日起 10 个工作日内，对技术进口作出许可或者不许可的决定。

第十五条 申请人依照本条例第十一条的规定向国务院外经贸主管部门提出技术进口申请时，可以一并提交已经签订的技术进口合同副本。

国务院外经贸主管部门应当依照本条例第十二条和第十四条的规定对申请及其技术进口合同的真实性一并进行审查，并自收到前款规定的文件之日起 40 个工作日内，对技术进口作出许可或者不许可的决定。

第十六条 技术进口经许可的，由国务院外经贸主管部门颁发技术进口许可证。技术进

口合同自技术进口许可证颁发之日起生效。

第十七条 对属于自由进口的技术，实行合同登记管理。

进口属于自由进口的技术，合同自依法成立时生效，不以登记为合同生效的条件。

第十八条 进口属于自由进口的技术，应当向国务院外经贸主管部门办理登记，并提交下列文件：

- (一)技术进口合同登记申请书；
- (二)技术进口合同副本；
- (三)签约双方法律地位的证明文件。

第十九条 国务院外经贸主管部门应当自收到本条例第十八条规定的文件之日起3个工作日内，对技术进口合同进行登记，颁发技术进口合同登记证。

第二十条 申请人凭技术进口许可证或者技术进口合同登记证，办理外汇、银行、税务、海关等相关手续。

第二十四条 技术进口合同的让与人应当保证自己是所提供技术的合法拥有者或者有权转让、许可者。

技术进口合同的受让人按照合同约定使用让与人提供的技术，被第三方指控侵权的，受让人应当立即通知让与人；让与人接到通知后，应当协助受让人排除妨碍。

技术进口合同的受让人按照合同约定使用让与人提供的技术，侵害他人合法权益的，由让与人承担责任。

第二十五条 技术进口合同的让与人应当保证所提供的技术完整、无误、有效，能够达到约定的技术目标。

第二十七条 在技术进口合同有效期内，改进技术的成果属于改进方。

第二十九条 技术进口合同中，不得含有下列限制性条款：

(一)要求受让人接受并非技术进口必不可少的附带条件，包括购买非必需的技术、原材料、产品、设备或者服务；

(二)要求受让人为专利权有效期限届满或者专利权被宣布无效的技术支付使用费或者承担相关义务；

(三)限制受让人改进让与人提供的技术或者限制受让人使用所改进的技术；

(四)限制受让人从其他来源获得与让与人提供的技术类似的技术或者与其竞争的技术；

(五)不合理地限制受让人购买原材料、零部件、产品或者设备的渠道或者来源；

(六)不合理地限制受让人产品的生产数量、品种或者销售价格。

(七)不合理地限制受让人利用进口的技术生产产品的出口渠道。

第三十三条 属于限制出口的技术，实行许可证管理；未经许可，不得出口。

第三十四条 出口属于限制出口的技术，应当向国务院外经贸主管部门提出申请。

第三十五条 国务院外经贸主管部门收到技术出口申请后，应当会同国务院科技管理部门对申请出口的技术进行审查，并自收到申请之日起 30 个工作日内作出批准或者不批准的决定。

限制出口的技术需经有关部门进行保密审查的，按照国家有关规定执行。

第三十六条 技术出口申请经批准的，由国务院外经贸主管部门发给技术出口许可意向书。

申请人取得技术出口许可意向书后，方可对外进行实质性谈判，签订技术出口合同。

第三十七条 申请人签订技术出口合同后，应当向国务院外经贸主管部门提交下列文件，申请技术出口许可证：

(一)技术出口许可意向书；

(二)技术出口合同副本；

(三)技术资料出口清单；

(四)签约双方法律地位的证明文件。

国务院外经贸主管部门对技术出口合同的真实性进行审查，并自收到前款规定的文件之日起 15 个工作日内，对技术出口作出许可或者不许可的决定。

第三十八条 技术出口经许可的，由国务院外经贸主管部门颁发技术出口许可证。技术出口合同自技术出口许可证颁发之日起生效。

第三十九条 对属于自由出口的技术，实行合同登记管理。

出口属于自由出口的技术，合同自依法成立时生效，不以登记为合同生效的条件。

第四十条 出口属于自由出口的技术，应当向国务院外经贸主管部门办理登记，并提交下列文件：

- (一)技术出口合同登记申请书；
- (二)技术出口合同副本；
- (三)签约双方法律地位的证明文件。

第四十一条 国务院外经贸主管部门应当自收到本条例第四十条规定的文件之日起3个工作日内，对技术出口合同进行登记，颁发技术出口合同登记证。

第四十二条 申请人凭技术出口许可证或者技术出口合同登记证办理外汇、银行、税务、海关等相关手续。

第四十三条 依照本条例的规定，经许可或者登记的技术出口合同，合同的主要内容发生变更的，应当重新办理许可或者登记手续。

经许可或者登记的技术出口合同终止的，应当及时向国务院外经贸主管部门备案。

第四十六条 进口或者出口属于禁止进出口的技术的，或者未经许可擅自进口或者出口属于限制进出口的技术的，依照刑法关于走私罪、非法经营罪、泄露国家秘密罪或者其他罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，区别不同情况，依照海关法的有关规定处罚，或者由国务院外经贸主管部门给予警告，没收违法所得，处违法所得1倍以上5倍以下的罚款；国务院外经贸主管部门并可以撤销其对外贸易经营许可。

第四十七条 擅自超出许可的范围进口或者出口属于限制进出口的技术的，依照刑法关于非法经营罪或者其他罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，区别不同情况，依照海关法的有关规定处罚，或者由国务院外经贸主管部门给予警告，没收违法所得，处违法所得1倍以上3倍以下的罚款；国务院外经贸主管部门并可以暂停直至撤销其对外贸易经营许可。

第四十八条 伪造、变造或者买卖技术进出口许可证或者技术进出口合同登记证的，依照刑法关于非法经营罪或者伪造、变造、买卖国家机关公文、证件、印章罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，依照海关法的有关规定处罚；国务院外经贸主管部门并可以撤销其对外贸易经营许可。

第四十九条 以欺骗或者其他不正当手段获取技术进出口许可的，由国务院外经贸主管部门吊销其技术进出口许可证，暂停直至撤销其对外贸易经营许可。

第五十条 以欺骗或者其他不正当手段获取技术进出口合同登记的，由国务院外经贸主管部门吊销其技术进出口合同登记证，暂停直至撤销其对外贸易经营许可。

技術輸出入契約登記管理弁法 (2009)

第三条 商務主管部門は技術輸出入契約の登記管理部門である。

自由輸出入技術契約は法により成立した時に効力を生じる。

第六条 支払い方法がランニング・ロイヤリティ方式の契約を除き、技術輸出入経営者は契約が発効してから60日以内に契約登記手続を行わなければならない。

第七条 支払い方式がランニング・ロイヤリティの契約は、技術輸出入経営者は初回のランニング・ロイヤリティ基準額が形成されてから60日以内に契約登記手続を履行するとともに、その以降にランニング・ロイヤリティ基準額が形成されるたびに契約変更手続をしなければならない。

技術輸出入経営者は、登記及び変更手続を行う際に、ランニング・ロイヤリティー基準額の関連証明書類を提供しなければならない。

第八条 国は自由輸出入技術契約に対し、オンライン登記管理を実施する。技術輸出入経営者は商務部公式サイトにおける「技術輸出入契約情報管理システム」

(URL:<http://jsjckqy.fwmys.mofcom.gov.cn>) にログインし契約登記を行い、技術輸入（出）契約登記申請書、技術輸入（出）契約副本（中国語訳文を含む）、契約双方の法的地位に関する証明書類を持って、商務主管部門において登記手続を行わなければならない。商務主管部門は上記書類を受領してから3営業日以内に契約登記内容を確認し、技術輸出入経営者に「技術輸入契約登記証」または「技術輸出契約登記証」を交付する。

第九条 申請書類が《中華人民共和国技術輸出入管理条例》第十八条、第四十条が定める要求に合致しない、または登記記録と契約内容に一致しない場合、商務主管部門は申請資料を受領してから3営業日以内に技術輸出入経営者に補正、修正するよう通知し、補正した申請書類を受領してから3営業日以内に契約登記内容を確認し、「技術輸入契約登記証」または「技術輸出契約登記証」を交付しなければならない。

技术进出口合同登记管理办法 (2009)

第三条 商务主管部门是技术进出口合同的登记管理部门。

自由进出口技术合同自依法成立时生效。

第六条 技术进出口经营者应在合同生效后 60 天内办理合同登记手续，支付方式为提成的合同除外。

第七条 支付方式为提成的合同，技术进出口经营者应在首次提成基准金额形成后 60 天内，履行合同登记手续，并在以后每次提成基准金额形成后，办理合同变更手续。

技术进出口经营者在办理登记和变更手续时，应提供提成基准金额的相关证明文件。

第八条 国家对自由进出口技术合同实行网上在线登记管理。技术进出口经营者应登陆商务部政府网站上的“技术进出口合同信息管理系统”（网址：jsjckqy.fwmys.mofcom.gov.cn）进行合同登记，并持技术进（出）口合同登记申请书、技术进（出）口合同副本（包括中文译本）和签约双方法律地位的证明文件，到商务主管部门履行登记手续。商务主管部门在收到上述文件起 3 个工作日内，对合同登记内容进行核对，并向技术进出口经营者颁发《技术进口合同登记证》或《技术出口合同登记证》。

第九条 对申请文件不符合《中华人民共和国技术进出口管理条例》第十八条、第四十条规定要求或登记记录与合同内容不一致的，商务主管部门应当在收到申请文件的 3 个工作日内通知技术进出口经营者补正、修改，并在收到补正的申请文件起 3 个工作日内，对合同登记的内容进行核对，颁发《技术进口合同登记证》或《技术出口合同登记证》。

中華人民共和國民事訴訟法(2012)

第二百三十七條 法により設立された仲裁機構の判断について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に対し執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。

被申立人が証拠を提出して、仲裁判断が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院が合議体を構成し審査して事実と照合し、執行しない旨を裁定する。

(一)当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達しなかった場合。

(二)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しなかった場合。

(三)仲裁廷の構成又は仲裁手続が法の定める手続に違反した場合。

(四)仲裁判断の根拠である証拠が偽造である場合。

(五)相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合。

(六)当該事件を仲裁した際に、仲裁員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法をまげて判断する行為を行った合。

人民法院は、当該判断の執行が社会的公共利益に反すると認定した場合には、執行しない旨を裁定する。

裁定書は、当事者双方及び仲裁機構に送達しなければならない。

仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対し訴えを提起することもできる

第二百七十四條 中華人民共和國の涉外仲裁機構が下した判断について、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断に次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院は、合議体を構成し、審査・確認した上、執行を行わない旨を裁定する。

(一)当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達していない場合。

(二)被申立人が仲裁員の指定若しくは仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責めに帰さないその他の理由により意見を陳述することができなかった場合。

(三)仲裁廷の構成又は仲裁手続が仲裁規則に適合しなかった場合。

(四)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有しなかった場合。

人民法院は、当該判断の執行が社会的公共利益に反すると認定する場合には、執行しない旨を裁定する。

第二百八十三条 国外の仲裁機構の判断について、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とするものは、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならない。人民法院は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い処理しなければならない。

中华人民共和国民事诉讼法(2012)

第二百三十七条对依法设立的仲裁机构的裁决，一方当事人不履行的，对方当事人可以向有管辖权的人民法院申请执行。受申请的人民法院应当执行。

被申请人提出证据证明仲裁裁决有下列情形之一的，经人民法院组成合议庭审查核实，裁定不予执行：

- (一)当事人在合同中没有订有仲裁条款或者事后没有达成书面仲裁协议的；
- (二)裁决的事项不属于仲裁协议的范围或者仲裁机构无权仲裁的；
- (三)仲裁庭的组成或者仲裁的程序违反法定程序的；
- (四)裁决所根据的证据是伪造的；
- (五)对方当事人向仲裁机构隐瞒了足以影响公正裁决的证据的；
- (六)仲裁员在仲裁该案时有贪污受贿，徇私舞弊，枉法裁决行为的。

人民法院认定执行该裁决违背社会公共利益的，裁定不予执行。

裁定书应当送达双方当事人和仲裁机构。

仲裁裁决被人民法院裁定不予执行的，当事人可以根据双方达成的书面仲裁协议重新申

请仲裁，也可以向人民法院起诉。

第二百七十四条 对中华人民共和国涉外仲裁机构作出的裁决，被申请人提出证据证明仲裁裁决有下列情形之一的，经人民法院组成合议庭审查核实，裁定不予执行：

（一）当事人在合同中没有订有仲裁条款或者事后没有达成书面仲裁协议的；

（二）被申请人没有得到指定仲裁员或者进行仲裁程序的通知，或者由于其他不属于被申请人负责的原因未能陈述意见的；

（三）仲裁庭的组成或者仲裁的程序与仲裁规则不符的；

（四）裁决的事项不属于仲裁协议的范围或者仲裁机构无权仲裁的。

人民法院认定执行该裁决违背社会公共利益的，裁定不予执行。

第二百八十三条 国外仲裁机构的裁决，需要中华人民共和国人民法院承认和执行的，应当由当事人直接向被执行人住所地或者其财产所在地的中级人民法院申请，人民法院应当依照中华人民共和国缔结或者参加的国际条约，或者按照互惠原则办理。

中華人民共和国仲裁法（1994）

第十六条 仲裁合意には、契約に定める仲裁条項及びその他の書面方式で紛争発生前又は紛争発生後になされた仲裁申立の合意を含む。

仲裁合意には、次に掲げる内容を含めなければならない。

- (一) 仲裁申立の意思表示。
- (二) 仲裁事項。
- (三) 選定する仲裁委員会。

第十七条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、仲裁合意は無効である。

- (一) 約定した仲裁事項が法律に定める仲裁範囲を超えた場合
- (二) 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者がなした仲裁合意
- (三) 一方が脅迫の手段を用い、相手側に仲裁合意を強いた場合

第十八条 仲裁合意に仲裁事項又は仲裁委員会について約定がない、または約定が不明確である場合、当事者は、合意を補充することができる。補充合意に達しないときは、仲裁合意は無効である。

第十九条 仲裁合意は独立して存在し、契約の変更、解除、終了又は無効は、仲裁合意の効力に影響を与えない。

仲裁廷は、契約の効力を確認する権限を有する。

第七十条 当事者が証拠を提出して涉外仲裁判断が民事訴訟法第二百六十条第一項に定める事由のいずれかに該当することを証明した場合、人民法院は、合議体を構成し、審査・確認した上、取消を裁定する。

第七十一条 被申立人が証拠を提出して涉外仲裁判断が民事訴訟法第二百六十条第一項に定める事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院は、合議体を構成し、審査・確認した上、執行しない旨を裁定する。

中華人民共和國仲裁法（1994）

第十六條 仲裁協議包括合同中訂立的仲裁條款和以其他書面方式在糾紛發生前或者糾紛發生後達成的請求仲裁的協議。

仲裁協議應當具有下列內容：

- （一）請求仲裁的意思表示；
- （二）仲裁事項；
- （三）選定的仲裁委員會。

第十七條 有下列情形之一的，仲裁協議無效：

- （一）約定的仲裁事項超出法律規定的仲裁範圍的；
- （二）無民事行為能力人或者限制民事行為能力人訂立的仲裁協議；
- （三）一方採取脅迫手段，迫使對方訂立仲裁協議的。

第十八條 仲裁協議對仲裁事項或者仲裁委員會沒有約定或者約定不明確的，當事人可以補充協議；達不成補充協議的，仲裁協議無效。

第十九條 仲裁協議獨立存在，合同的變更、解除、終止或者無效，不影响仲裁協議的效力。

仲裁庭有權確認合同的效力。

第七十條 當事人提出證據證明涉外仲裁裁決有民事訴訟法第二百六十條第一款規定的情形之一的，經人民法庭組成合議庭審查核實，裁定撤銷。

第七十一條 被申請人提出證據證明涉外仲裁裁決有民事訴訟法第二百六十條第一款規定的情形之一的，經人民法庭組成合議庭審查核實，裁定不予執行。

最高人民法院「内地と香港特別行政区の仲裁判断相互執行に関する措置」(1999)

一、内地又は香港特区で行なわれた仲裁判断について、一方の当事者が仲裁判断を履行しない場合、他方の当事者は、被申立人住所地又は財産所在地の関連法院に執行を申し立てることができる。

七、内地又は香港特区において執行が申し立てられた仲裁判断について、被申立人が、通知を受領した後、以下状況のいずれかがあることを証明する証拠を提出した場合、審査確認後、関連法院は執行しない旨の裁定を行うことができる。

(一) 仲裁合意の当事者が自己に対して適用される法律に基づき行為無能力に属する場合、または当該仲裁合意が約定した準拠法に基づき無効である場合、若しくはどの法律を適用するかを明示していない場合で仲裁判断地の法律に基づき無効である場合。

(二) 被申立人が仲裁人指名の適切な通知を受領していなかったか、またはその他の原因により意見陳述ができなかった場合。

(三) 仲裁判断で処理された紛争が仲裁に付された目的物でないか若しくは仲裁合意条項に含まれない場合、又は仲裁判断に仲裁に付された範囲以外の事項に関する決定が記載されている場合。但し、仲裁に付された事項の決定と仲裁に付されていない事項を区別することができる時は、仲裁判断における仲裁に付された事項に関する決定の部分は、執行しなければならない。

(四) 仲裁廷の構成若しくは仲裁廷の手續が当事者間の合意に合致しない場合、または関連当事者がかかる合意を行っていないときに仲裁地の法律に合致しない場合。

(五) 仲裁判断が当事者に対して拘束力が生じていない、または仲裁地の法院によって若しくは仲裁地の法律に基づき執行が既に取り消され又は停止された場合。

関連法院は、執行地の法律に基づき、紛争事項が仲裁により解決することができないものであると認める場合、当該仲裁判断を執行しないことができる。

内地法院は内地における当該仲裁判断の執行が内地の社会公共利益に違反すると認める場合、又は香港特区法院は香港特区における当該仲裁判断の執行が香港特区の公共政策に違反すると認める場合、当該仲裁判断を執行しないことができる。

最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排

一、在内地或者香港特区作出的仲裁裁决，一方当事人不履行仲裁裁决的，另一方当事人可以向被申请人住所地或者财产所在地的有关法院申请执行。

七、在内地或者香港特区申请执行的仲裁裁决，被申请人接到通知后，提出证据证明有下列情形之一的，经审查核实，有关法院可裁定不予执行：

（一）仲裁协议当事人依对其适用的法律属于某种无行为能力的情形；或者该项仲裁协议依约定的准据法无效；或者未指明以何种法律为准时，依仲裁裁决地的法律是无效的；

（二）被申请人未接到指派仲裁员的适当通知，或者因他故未能陈述意见的；

（三）裁决所处理的争议不是交付仲裁的标的或者不在仲裁协议条款之内，或者裁决载有关于交付仲裁范围以外事项的决定的；但交付仲裁事项的决定可与未交付仲裁的事项划分时，裁决中关于交付仲裁事项的决定部分应当予以执行；

（四）仲裁庭的组成或者仲裁庭程序与当事人之间的协议不符，或者在有关当事人没有这种协议时与仲裁地的法律不符的；

（五）裁决对当事人尚无约束力，或者业经仲裁地的法院或者按仲裁地的法律撤销或者停止执行的。

有关法院认定依执行地法律，争议事项不能以仲裁解决的，则可不予执行该裁决。内地法院认定在内地执行该仲裁裁决违反内地社会公共利益，或者香港特区法院决定在香港特区执行该仲裁裁决违反香港特区的公共政策，则可不予执行该裁决。

外国仲裁判断の承認と執行に関する条約（1958）

第二条

1. 各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。

2. 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。

3. 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

第三条

各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

第五条

1. 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2. 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。

注:本条約は 1987 年 4 月 22 日に中華人民共和国に対し発効する。

承認及执行外国仲裁裁决公约

第二条

一、当事人以书面协定承允彼此间所发生或可能发生之一切或任何争议，如关涉可以仲裁解决事项之确定法律关系，不论为契约性质与否，应提交仲裁时，各缔约国应承认此项协定。

二、称“书面协定”者，谓当事人所签订或在互换函电中所载明之契约仲裁条款或仲裁协定。

三、当事人就诉讼事项订有本条所称之协定者，缔约国法院受理诉讼时应依当事人一造

之请求，命当事人提交仲裁，但前述协定经法院认定无效、失效或不能实行者不在此限。

第三条

各缔约国应承认仲裁裁决具有拘束力，并依援引裁决地之程序规则及下列各条所载条件执行之。承认或执行适用本公约之仲裁裁决时，不得较承认或执行内国仲裁裁决附加过苛之条件或征收过多之费用。

第五条

一、裁决唯有于受裁决援用之一造向声请承认及执行地之主管机关提具证据证明有下列情形之一时，始得依该造之请求，拒予承认及执行：

(甲) 第二条所称协定之当事人依对其适用之法律有某种无行为能力情形者，或该项协定依当事人作为协定准据之法律系属无效，或未指明以何法律为准时，依裁决地所在国法律系属无效者；

(乙) 受裁决援用之一造未接获关于指派仲裁员或仲裁程序之适当通知，或因他故，致未能申辩者；

(丙) 裁决所处理之争议非为交付仲裁之标的或不在其条款之列，或裁决载有关于交付仲裁范围以外事项之决定者，但交付仲裁事项之决定可与未交付仲裁之事项划分时，裁决中关于交付仲裁事项之决定部分得予承认及执行；

(丁) 仲裁机关之组成或仲裁程序与各造间之协议不符，或无协议而与仲裁地所在国法律不符者；

(戊) 裁决对各造尚无拘束力，或业经裁决地所在国或裁决所依据法律之国家之主管机关撤销或停止执行者。

二、倘声请承认及执行地所在国之主官机关认定有下列情形之一，亦得拒不承认及执行仲裁裁决：

(甲) 依该国法律，争议事项系不能以仲裁解决者；

(乙) 承认或执行裁决有违该国公共政策者。

付録：「『準拠法を外国法』とし、『中国外の仲裁機構』を選択するライセンス・スキームに関する考察」

富士電機株式会社 広瀬正幸

(中国 IPG 企業戦略 WG 2013 年度WG リーダー)

本考察は、「中国技術輸出入管理条例に関する技術供与者のリスク低減のための契約条項案と契約スキームの検討」と題する報告書の第1節VI「準拠法を外国法とする提案」を補完することを目的として、2013 年度に中国 IPG 企業戦略WGの調査・研究の一環としてジェトロ北京の協力により 2014 年 3 月に個別に追加調査した結果を基に考察を述べるものである。

設 題

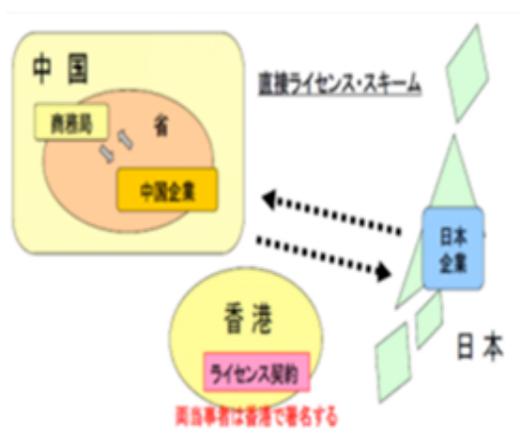
「準拠法を外国法」とし、「中国外の仲裁機構」を選択するライセンス・スキームを選択することにより、技術輸出入管理条例によるライセンサーの保証責任（24条）のリスクを低減できるか？

検討にあたっての想定事例とライセンス・スキーム

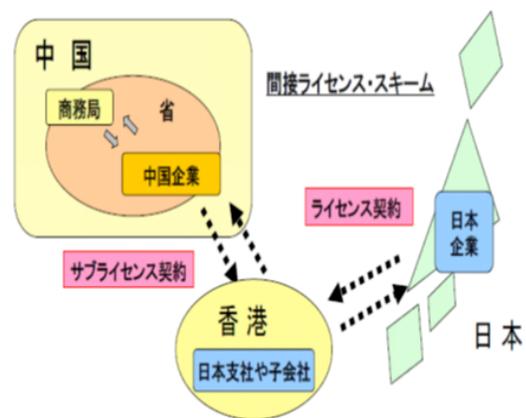
日本企業がライセンサーとしてライセンシーである中国企業と特許やノウハウのライセンス契約を締結するにあたり、技術輸出入管理条例 24 条に規定されたライセンサーの保証責任のリスクを低減することを目的として仲裁条項に関する検討を行っている。ライセンサーである日本企業は技術輸出入管理条例のこの条項が中国の強行法規と考えており、海外から中国に向けての技術の輸出の妨げとなっていると受けとめている。ライセンサーである日本企業はこのリスクを低減するために、準拠法として香港法を選択するとともに、仲裁機関として香港の仲裁機関を選ぶことを要件とする直接ライセンス・スキーム又は間接ライセンス・スキームを検討している。

直接ライセンス・スキーム（図A参照）は、日本企業から中国企業に直接ライセンスするスキームであるのに対し、間接ライセンス・スキーム（図B参照）は、日本企業から香港の会社にライセンスし、香港の会社から中国企業にサブライセンスするスキームである。香港の支社は日本企業の支社や子会社を想定している。いずれのスキームも、ライセンス契約において、準拠法として香港法を選択するとともに、仲裁機関として香港国際仲裁センターを選択する。

【図 A】



【図 B】



検 討

この設題を検討するにあたり、以下の3つに分けて検討を行った。特に第2項については、中国国内での調査に限界があったため、香港国際仲裁センターを訪問し、そのヒアリング結果に基づき考察した。

1. 中国の制定法および司法解釈と学説の検討
2. 中国外の仲裁機関による仲裁判断の検討
3. 仲裁判断に基づく執行の段階における裁判所の判断の検討

1. 中国の制定法および司法解釈と学説の検討

(1-1) 条約

中国は、1986年に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆる“ニューヨーク条約”）」を批准しているが、その際にいくつかの留保もなされている。また、香港との間に2000年に、特別な承認・執行のための条約を締結している(注1)。

(1-2) 中国の制定法および司法解釈

中国国内の私的活動については原則として中国法を適用すると定められているが（民法通則8条）、契約当事者に外国企業が含まれるような「涉外性」のある契約については、当事者は外国法を準拠法として選択することができ（民法通則第145条1項、契約法第126条1項）、また、涉外契約の当事者は、仲裁合意にもとづき中国の仲裁機構その他仲裁機構に対し仲裁を申し立てることができる（契約法128条、民事訴訟法271条）。

涉外事件に関する中国の制定法および司法解釈として以下の3つを確認した。

- a) 「涉外民事または商事契約紛争案件の審理の法律適用若干問題に関する解釈」（法釈[2007]14号）

最高人民法院が2007年に公布し2007年8月8日に施行された「涉外民事または商事契約紛争案件の審理の法律適用若干問題に関する解釈」は、当事者が選択できる適用法律の範囲、適用法律選択の禁止、外国法の適用に対する究明などについて説明する。

第6条、第7条では、当事者に対して、法律の適用選択に関する制限を規定している。すなわち、当事者が中国の法律、行政法規に強制性規定されている行為を回避する場合、外国法の適用によって、中国社会の公共利益を損なうことになる場合は、全て中国法を適用しなければならないことが述べられている。

第8条には、当事者があらかじめ自由に準拠法を選択できない種類の契約が8種類明文で規定されている。このうち、中外合弁企業、中外合作企業および外資独資企業の持分を譲渡する契約（同条4項）は本解釈により初めて規定され、これは外国法を準拠法とすると商務局（MOFCOM）による審査が困難となるためであったことが指摘されている（注2）。

更に、第9条において、当事者は、外国法の適用を選択した時、この外国法の関連内容を提供し、または証明する義務があり、人民法院も職権によって、これを究明することができること、および、もし外国法律の内容を究明できなかった場合、人民法院は中国の法律を適用することができることが述べられている。

b) 「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」（2011年施行）

中国の国際私法典に相当する法律は、2011年4月から施行された「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法（“適用法”）」（注3）である。本適用法に基づき、当事者は法令の定めに基づき涉外民事関係に適用される法律を明示的に選択することができるが（第3条）、次の場合は中国法を適用すべきことが述べられている。

- ・中華人民共和国の法律に涉外民事関係に関する強制性規定がある場合、当該強制性規定を直接に適用する（第4条）（その具体的範囲が後述する司法解釈（法釈[2012]24号）の第10条に述べられている）。

- ・外国法の適用により、中華人民共和国の社会公共利益が損なわれる場合、中華人民共和国の法律を適用する（第5条）。

また、第49条には、「当事者は協議により、知的財産権譲渡および使用許諾の準拠法を選択できる。当事者が選択しなかった場合、本法の契約に関する規定を適用する。」と述べる。

c) 「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干の問題に関する解釈（法釈[2012]24号）

上記（b）で述べた適用法に関して、最高人民法院は「『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用における若干の問題に関する解釈」と題する司法解釈を2012年12月に公布している。そしてこの司法解釈の第1条から当事者の一方が外国法人である設題の状況は涉外民事関係であると認定できる。

その第7章には知的財産について3つの規定を設けている。このうち、第48条では、「知的財産権の帰属および内容は、保護を求められた地の法が適用される。」と規定し、また、第50条では、「知的財産権の知的財産権侵害の責任については、保護を求められた地の法を適用し、侵害行為の発生後において、法廷地法を適用することを合意のうえ選択できる。」と述べているが、両規定が述べる「保護を求められた地」については

解釈規定がみあたらない。

更に、第11条は、「一方の当事者が涉外民事関係の連結点を故意に創出して中華人民共和国の法律又は行政法規の強制的規定を回避する場合には、人民法院は、外国法を適用するという効力が生じない旨を認定する」ことが述べられている点は注意を要する。

なお、上記に述べた司法解釈は直接的には司法権を行使するものであるが、実務上の慣行として、行政機関も許認可や登録の是非を判断する際に当該契約が適用法解釈に沿うものか否かを基準にする可能性は否定できず、事務局への契約の許認可・届出については注意する必要があるように思われる。

(1-3) 学説

上記「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の第4条及び適用法解釈(2012)の第10条に関して森川は以下のように述べ、外国法を準拠法としても契約法329条とそれに関する司法解釈を回避することについては否定的な見解を示す(注4)。

「対中技術ライセンス契約において外国法を準拠法と約定することで、契約内容に関する中国法上の規制(契約法第329条およびそれに関する司法解釈による規制)を回避できるかという点については、契約法第329条の内容の公益性に鑑みれば、(本司法解釈第10条第5号又は第6号に該当するものとして)適用法第4条の定める「強制的規定」に該当するとされ、規制を回避できない可能性が高いように思われる。」

上記見解を冒頭の設定に適用するにあたっては、以下の検討が必要であると考えられる。

まず、契約法329条は違法な技術独占と技術進歩の妨害を禁ずる旨を定めるもので、技術輸出入管理条例のライセンサーの保証責任とは異なる。ライセンサーの保証責任が、公益性の観点からどのように評価されるかは議論の余地があるように思われる。

そもそも本条例のライセンサーの保証義務規定が強行規定であるか否かについて、遠藤は明確な結論が確立されているわけではないと述べる(注5)。また、ライセンサーの保証義務規定がTrips協定の内国民待遇義務(第3条第1項)に抵触する可能性を指摘する文献(注6~8)も散見されるところ、技術輸出入管理条例を争った判決事例もいまだ見当たらない。

そして、日中企業間の契約において準拠法を外国法として選択した場合であって、当該契約の紛争処理を中国の仲裁機関で処理する場合は、本法律および司法解釈が適用されるか、又は判断に影響を与える可能性があるとしても、紛争処理をたとえば、香港やシンガポールといった“中国の国外の仲裁機構”によって処理する場合、上記の中国法や司法解釈はどの程度考慮されるかについては検討の余地がある。上記の中国の法律や司法解釈は外国における仲裁機関を拘束するものではないと考えられるところ、香港は中国の行政区であるが、独自の法体系が維持されており中国の司法権の域外と考える。そこで、涉外契約において、準拠法として外国法を選択するとともに、中国外の仲裁機関を選択して仲裁判断を仰ぐ場合について次に検討する。

2. 中国の国外の仲裁機構による仲裁判断の検討

香港国際仲裁センターとシンガポール国際仲裁センターは、共に公平性・専門性の点では国際的に高い評価を得ており、日中間の契約において、相手方当事者である中国側企業も同意を得やすいことから、香港又はシンガポールといった第三国・地域の仲裁機関を選択することも、選択肢として提案されている（注9）。

そこで、今回の調査にあたって、日本や中国と地理的に近接しており、中国企業に関連する仲裁事件を多数扱ってきた実績のある香港の国際仲裁センター（注10）を訪問し、あらかじめ送付した6つの質問に対する回答を通して、冒頭の設題に対する仲裁段階での判断の可能性を検討した。香港国際仲裁センターからは、法的なアドバイスを提供する機関ではないとの条件でヒアリングに応じて頂いたことを付記しておきたい。今回、ヒアリングに応じて頂いたのは、事務局長の Chiann BAO 女史とアシスタント・マネージング・カウンセルの Joe LIU 氏で、あらためて感謝を申し上げる。また、このヒアリングを調整頂いた国士舘大学の中村達也教授にもこの場を借りてお礼を述べたい。



香港国際仲裁センター訪問（2014年3月18日）

写真左から、ジェトロ香港/山田雪穂、中国IPG企業戦略WGサブリーダー/任明（パナソニック中国R&D）、中国IPG企業戦略WGリーダー/広瀬正幸（富士電機）、香港の国際仲裁センター/事務局長 Chiann BAO 女史、アシスタント・マネージング・カウンセルの Joe LIU 氏、ジェトロ北京/知識産権部副部長 高村大輔、ジェトロ北京/楊蕊

検討にあたって、2つの具体的なライセンス・スキーム図Aと図Bを提示し、これらの事例では、ライセンサーが日本企業、ライセンシーが中国企業であるから、中華人民共和国涉外民事関係法律適用法第49条（注11）に基づき、本件のライセンス契約は中国の法律から見た場合、涉外関連契約と見なされ、当事者は準拠法として外国法を選択することができ、仲裁機関も海外の仲裁機関を選択することができること、および、当事者は知的所有権の移転又は許可を管理（govern）する適切な準拠法を選ぶことができることを確認した。

そして、各質問に対する香港の国際仲裁センターの回答を通して、我々が得た結論は

以下の5点である。

- ① 香港仲裁条例にも香港国際仲裁センター規則のいずれにも、仲裁人に外国の強行規定を考慮することを求める明確な規定は見当たらないが、その一方で、香港国際仲裁センター規則の第13.8条(注12)は、仲裁裁定機関に判断が有効であることを保証するためのあらゆる合理的な努力をすることを義務づけており、仲裁人が執行可能な判断を行うために中国の強行法規を考慮に入れる可能性は高いと考えられる。なお、香港国際仲裁センター規則第13.8条に相当する規定は、他の主要な仲裁機関の規則にもあるとのことである。
- ② したがって、ライセンス契約の準拠法として香港法を選択したからとって、中国の強行法規として謳われている(と見られている)技術輸出入管理条例のライセンサーの保証責任をすべて逃れられるものではない。特に、仲裁判断の執行が中国で行われる場合には、その可能性が高い。
- ③ 仲裁判断が日本で執行される場合は、中国で執行されるよりも、技術輸出入管理条例が考慮されるリスクは低くなるが、中国の強行法規への考慮は、当事者が連れてきた専門家が如何に仲裁人に公正かつ公平な観点から如何に説得できるかにも依存する(注13)。
- ④ 当事者が香港法を準拠法としてライセンス契約を結んだ場合、仲裁人によって香港の契約は実体法として扱われ、当事者が合意しない限り紛争法とはならないため反致(renvoi)(注14)は起きないと考える。また、香港の法律を実体的契約の準拠法として選択する効果は、ライセンス契約における当事者の権利、責任、義務を香港の法律が律するということであり、契約条項に中国の技術輸出入管理条例に準拠する規定があっても主たる法律は香港の法律に従うことに変わりはない。
- ⑤ 現時点で好ましいと考えられる選択肢は、ライセンサーが外国法を準拠法として中国ライセンシーの海外(例えば香港)の単位(支店など)とライセンス契約を結び、この単位が中国の企業とサブライセンス契約を結ぶことである。しかしその場合でも、中国の法を回避することが間接ライセンス・スキームの主目的であってはならない。

今回のヒアリングを通して、最も印象深かったことは、仲裁判断においても執行の可能性を考慮した判断がなされる可能性が高いということである。これは、香港国際仲裁センター規則第13.8条が、仲裁裁定機関に仲裁判断が有効であることを保証するためのあらゆる合理的な努力をすることを要求していることに基づくもので、この条項により本当に執行できる判断を出さなければならないという考慮が仲裁人に働くということに起因する。換言すれば、仲裁判断が出ても、執行の段階で受け入れられないと、いままでの仲裁プロセスの全てが無駄になってしまうというという考えである。今回の事案に当てはめると、仲裁判断を中国で執行する可能性が高いことを前提とすれば、中国の裁判所に執行を求め中国の裁判官が目を通す判断になるので、ある程度の思慮のある仲裁人であるなら関連法の強行規定の全てを無視することは躊躇するのではないかということであった。

この理由により、香港仲裁条例にも香港国際仲裁センター規則のいずれにも、仲裁人に外国の強行規定を考慮することを求める明確な規定は見当たらないにもかかわらず、想定されるシナリオとして、仲裁人は香港国際仲裁センター規則に則って、中国の強行法規も考慮に入れる可能性が高いとの回答を得るに至った。なお、前述したように、香港国際仲裁センター規則第13.8条に相当する規定は、他の主要な仲裁機関の規則にもあるとのことで、外国の仲裁機関を選択するライセンス・スキームの検討にあたって留意すべき点と考える。

3. 仲裁判断に基づく執行の段階における裁判所の判断の検討

日中企業間の契約において準拠法を外国法として中国の国外の仲裁機構で処理した場合であって、当該仲裁判断の執行を中国の裁判所で執行しようとする場合、中国の裁判所は中国が加盟する「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（“ニューヨーク条約”）」および中国仲裁法の関連規定により判断が行われるものとする。

ニューヨーク条約第4条に従い、外国仲裁判断の承認・執行の申立は、仲裁判断の当事者の一人によって行われる。外国仲裁判断の承認・執行に関して、中国の民事訴訟法269条は、「国外仲裁機構の仲裁判断に対して中国の人民法院が承認・執行をするときは、当事者は直接に債務者の住所地または財産所在地の中級人民法院に申請し、人民法院は中国が締結しまたは加盟した国際条約、または互惠原則にもとづいて処理する」と規定する。ここで、台湾、香港、マカオの仲裁機構は中国にとって「国外仲裁機構」に含まれるかの問題があるところ、この点は立法的に解決されていることが報告されている（注15）。

中国においては、判決または仲裁判断に基づく承認・執行の申立は、原則として仲裁判断の日から2年以内に行う必要がある（中国民事訴訟法215条）。

中国仲裁法第58条には、「判断取消しの申立て」が規定されており、「人民法院は、当該（仲裁判断の）裁定が社会公共の利益に反すると認める場合には、裁定を取消さねばならない」と規定されている。また、中国民事訴訟法271条には、人民法院は仲裁判断の執行が国家の社会公共の利益に反すると認められる場合には、仲裁判断の執行を認めない旨の書面による命令を発するものとされている。

しかし、中国においては、公序良俗を理由として外国仲裁判断の承認・執行が最終的に拒絶された事例も少なく、その意味で、中国の裁判所は公序良俗を理由とする執行の拒絶に比較的謙抑的であることが指摘されており（注16）、この点は、本考察が綴じられた本報告書第1節VIの指摘と一致する（注17）。また、その理由の一つとして、手続上、「外国仲裁判断の承認・執行の申立を拒絶する場合の報告制度（逐級報告制度）」が寄与していると考えられることが報告されている（注18）。

すなわち、涉外仲裁判断と外国仲裁判断の執行を拒絶する場合に、必ず上級法院を経由して最高人民法院に報告し、最高法院が最終意見を発して、これが順々に下級に返送されてもとの受理法院に処理方針が指令されるという制度であり、涉外・外国仲裁判断の承認・執行については最高人民法院が最終決定の権限を有するに至っている。この制

度の背景には、一部外国（特にアメリカ）の圧力があつたとの指摘もあるが（注19）、地方法院が地方保護主義的に偏り外国仲裁判断の執行を拒絶したがる傾向を防止し、社会公共利益を振りかざして承認を拒絶しようとするのを防ぐうえで一定の歯止めとなっており、実務的には、中国において、外国仲裁判断の適正な承認・執行を確保するための重要な制度となっている（注20）。

したがって、もし仲裁機関が準拠法に基づきライセンサーの保証責任を認めない判断をした場合、その判断を覆すにはこの逐級報告制度にしたがって最高人民法院の最終決定が求められるものと考えられる。

もともと、執行は必ずしも中国の裁判所でなされるわけではなく、資産が中国にない場合は、中国国外の裁判所、たとえば日本の裁判所で執行する場合も考えられる。ライセンサーの保証責任が争点となる仲裁判断の執行では、仲裁判断の執行はまずライセンサー側である日本企業の所在地、すなわち日本の裁判所に求める検討がなされる可能性が高いと考える。この場合の判断は日本の法律の関連規定によって決まり、この場合、技術輸出入管理条例や中国の強行規定の議論も薄まるように思われる。

4. 結 論

仲裁判断の段階において、香港仲裁条例にも香港国際仲裁センター規則のいずれにも、仲裁人に外国の強行規定を考慮することを求める明確な規定は見当たらないが、その一方で、香港国際仲裁センター規則の第13.8条は、仲裁裁定機関に判断が有効であることを保証するためのあらゆる合理的な努力をすることを義務づけており、仲裁人が執行可能な判断を行うために中国の強行法規を考慮に入れる可能性は高いと考えられる。

しかしながら、中国には他国に例を見ない自国法主義の考え方が存在する中で、中国の技術輸出入管理条例が強行規定であるか否の議論と共に、Trips協定の内国民待遇への抵触の可能性も含めいまだ解明されていない状況にあり、また、これを争点とした判決例も見あたらない状況にある。

一方、仲裁判断の執行の段階において、中国には逐級報告制度があり、涉外・外国仲裁判断の承認・執行については最高人民法院が最終決定の権限を有し、地方法院が地方保護主義的に偏り外国仲裁判断の執行を拒絶することには一定の歯止めがあることもわかった。

加えて、仲裁判断の判断取消しに言及する中国仲裁第58条が規定する「社会公共の利益」についても、中国の法律規定に明文の規定がなく、実務においても、公共政策違反との理由で仲裁決定が執行されなかった先例も少なく、ライセンサーの保証責任が中国仲裁法第58条の社会公益性の観点からどのように評価されるかも不確定な状況である。

先例もなくいまだ不確定な状況ではあるが、中国が海外の企業と技術取引を促進していく上で、技術輸出入管理条例が健全な私人間の技術取引の妨げとなっているとすれば、それは残念なことである。

準拠法を香港法として、香港の仲裁機関を選択するライセンス・スキームは、引き続き慎重な検討が必要と考えるが、香港知識産権署が推進する香港を仲介拠点とする技術取引計画とも軌を一にしており、ライセンサーの保証責任（24条）のリスクを低減する上で一定の効果があると考えます。今後、更なる議論が行われることを期待したい。
（文責：広瀬正幸）

注記

1. 法務省・法務総合研究所国際協力部（報告者：栗田哲郎）「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」改定版 2012年4月30日 37頁 <http://www.moj.go.jp/content/000098011.pdf>（2014年3月31日現在）なお、留保には、1997年7月1日に香港に対する主権の回復に伴ない、中国政府は香港と区別行政区に対しても適用領域を拡張することが含まれている。
2. Paul Hastings 「中国の国際私法における企業取引の準拠法指定の自由—準拠法指定に関する契約の自由と国家的利益配慮の衡量について」と題するニュースレター（2008年2月）第2頁28～32行目
http://www.paulhastings.com/assets/publications/839.pdf?wt.mc_ID=839.pdf（2014年3月31日現在）
3. 本法の「中文」および「日文」は JETRO が提供する以下の URL で提供されている。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/others_001.html（2014年3月31日現在）
4. 森川伸吾「中国の涉外関係法律適用法（国際私法）に関する司法解釈」国際商事法務 41巻3号（2013年）333～343頁（特に336頁右欄最終行～337頁左欄4行目を参照）
5. 遠藤誠「中国における技術契約に関する法的諸問題」知財管理 61巻2号（2011年）149～158頁（特に157頁）
6. 山根裕子「【2012年度】第5章 TRIPS 協定を巡る諸論点に関する議論 II. ライセンス規制（中国・ブラジル）について」165～167頁 特許庁総務部国際課「TRIPS 協定整合性分析調査報告書について」収録（2013年3月）
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/trips_chousa_houkoku.htm（2014年3月31日現在）、
7. 西村あさひ法律事務所 藤井/濱野/孫 「IV. 特許権等の効力の制限に関する中国法制等について（日本企業の留意点と TRIPS 協定整合性を中心に）」/「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書」収録 財団法人 国際貿易投資研究所/公正貿易センター（2010年2月）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/21_all.pdf（2014年3月31日現在）
8. 経済産業省 「2013年版不公正貿易報告書」（2013年）第1章66～68頁「中国・知的財産（3）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/pdf/2013_01_01.pdf（2014年4月21日現在）
9. 野村高志「契約における仲裁条項のポイント（中国企業の応諾を得やすい仲裁条項とは）」（2012年3月）

http://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_20120319_cn.pdf (2014年3月31日現在)

10. 香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre) は、アジアの紛争解決の中心となることを目指して 1985 年に設立された独立かつ非営利の公益法人である。国内および国際の双方の紛争を取り扱っており、国際仲裁に関しては UNCITRAL モデル法がそのまま採択されている。
11. 中華人民共和国涉外民事関係法律適用法第 49 条は「当事者は協議により、知的財産権譲渡および使用許諾の準拠法を選択できる。当事者が選択しなかった場合、本法の契約に関する規定を適用する。」と述べる。
12. 香港国際仲裁センター規則 (2013年版) の第 13.8 条の原文は以下のとおりである。
“The arbitral tribunal shall make every reasonable effort to ensure that an award is valid.”
実際、香港と HKIAC の仲裁判断は中国での執行にあたって優秀な実績を上げている。HKIAC によれば、2000 年以降、中国の裁判所は HKIAC の仲裁判断を 1 件も覆していないとのことであった。また、2000 年以降で、HKIAC が関与しない香港のアド・ホックな仲裁判断についても、中国の裁判所が覆した案件は 1 件だけであるとのことであった。
13. すなわち、中国側当事者から中国の強行法規を考慮すべきとの要求があったからといって、仲裁人はこれを直ちに適用するわけではなく、具体的な事案は、当事者が連れてきた専門家の意見によって左右されることから、日本側の当事者が連れてきた専門家が、その事案に中国法は適用されないことを如何に説明できるかにも依存するとの回答であった。
14. 香港仲裁条例 (Hong Kong Arbitration Ordinance) の 64 条によって施行された UNITRAL 国際商事調停モデル法の 28 条 1 項によれば、「仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない。一国の法又は法制のいかなる指定も、別段の合意が明示されていない限り、その国の実体法 (substantive law) を直接指定したものであって、その国の法抵触規則 (conflict law rule) を指定したものではないと解釈しなければならない。」と規定する。香港国際仲裁センター (HKIAC) 規則の第 35.1 条もこれと同等の規定がある。したがって、当事者が香港法を準拠法としてライセンス契約を結んだ場合、仲裁人によって香港の契約は実体法として扱われ、当事者が合意しない限り紛争法とはならない。この理由のため反致は起きないとの回答であった。

なお、UNITRAL 国際商事調停モデル法の第 28 条 (紛争の実体に適用される規範) の (1) 項の原文は以下のとおりである。

“The arbitral tribunal shall decide the dispute in accordance with such rules of law as are chosen by the parties as applicable to the substance of the dispute. Any designation of the law or legal system of a given State shall be construed, unless otherwise expressed, as directly referring to the substantive law of that State and not to its conflict of laws rules.”

また、香港国際仲裁センター規則 (2013 年版) の第 35.1 条の原文は以下のとおりである。

“The arbitral tribunal shall decide the substance of the dispute in accordance with the rules of law agreed upon by the parties. Any designation of the law or legal system of a given jurisdiction shall be construed, unless otherwise expressed, as directly referring to the substantive law of that jurisdiction and not to its conflict of laws rules. Failing such designation by the parties, the arbitral tribunal shall apply the rules of law which it determines to be appropriate.”

15. 粟津光世「外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度 (2) ~信越化学工業 VS. 江苏中天科技事件を素材として~」産大法学 43 卷 3・4 号 (2010 年)
http://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/663/1/SLR_43_3-4_1029.pdf (2014年3月31日現在)

日現在) 本書の注釈(5)において、筆者は以下のように述べ、司法解釈の方法による暫定的な解決であると説明する。

「中国では、香港、台湾、マカオは『統一国家の内部の異なる法域間の民事司法共助』『区際民事司法共助』の適用として、内地とこれら地区間の仲裁判断の承認・執行について、現在のところは司法解釈で暫定的に解決している(肖建華『中国区際民事司法協助研究』中国人民公安大学出版社2006年1頁。注(7)参照)。」

16. 前掲注1) 39頁「第2節 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情」を参照。

本書の注52で筆者はXu Guojian/Mingjie Zhang「International Arbitration 2011」58頁を引用して以下のように説明する。

「報告制度に基づき、最高人民法院に対して、公序良俗を理由として外国仲裁判断の承認・執行の拒絶に関して、毎年100件以上の報告が行われているが、これまで最終的に最高人民法院による承認が与えられた事例は、中国の司法権に関する主権に関する公序良俗を理由とした1件のみと言われている」

17. この報告書の第1節VI「準拠法を外国法とする提案」で以下の指摘がなされている。

「『社会公共の利益』について、中国の法律規定には明文の規定がなく、実務上、公共政策違反との理由で仲裁決定が執行されなかった先例はまれであり、最高司法機関が公共政策違反との理由で外国の仲裁決定を承認及び執行しないことに対して慎重な態度及び厳格な基準を取っている」

18. 前掲注1) 39~40頁「第2節(1) 外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する場合の報告制度」を参照。報告制度について以下の説明がなされている。

「すなわち、1985年8月29日付最高人民裁判所通知により、外国の要素を伴う中国国内での仲裁判断の執行および外国での仲裁判断の執行を拒絶する場合には、管轄裁判所は、外国仲裁判断の承認・執行を認めない旨の判断をする前に、高等人民裁判所に対して検証を求めて報告を行うことが要求されている。そして、高等人民裁判所もまた外国仲裁判断の承認・執行を認めないことに同意する場合には、高等人民裁判所は最高人民裁判所に対してその意見を報告することとされている。かかる最高人民裁判所の判断を受けるまでは、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する判断はされないこととされている。この報告制度は、問題点や判断の誤りの発見と恣意的・独断的な執行拒絶の回避を目的としている。この報告制度により、下級審における独断的な判断を防ぐことが可能になり、実務的には、中国において、外国仲裁判断の適正な承認・執行を確保するための重要な制度といえる。」

19. 前掲注15の235頁に記載の注釈(17)を参照のこと。

20. 前掲注1の40頁を参照。なお、逐級報告制度については前掲注15の232~236頁が詳しい。
原稿受領日(2014.4.24)

[執筆協力]

北京集佳知識産権代理有限公司

[発行]

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6528-2782

2015年2月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。